

福祉環境委員会

令和6年1月25日(木)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、

柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【執行部】〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、
坂根保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長

【事務局】松井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(案)のパブリックコメント(意見募集)について 【地域福祉課】
- (2) 浜田市高齢者福祉計画(案)のパブリックコメント(意見募集)について 【健康医療対策課】
- (3) 令和6年度国民健康保険事業費納付金(本算定)について 【保険年金課】
- (4) 戸籍法改正に伴う戸籍証明書等の請求にかかる変更点について 【総合窓口課】
- (5) その他

2 行政視察について(委員間で協議)

- (1) 委員派遣報告書の作成について
- (2) 行政視察レポートの作成について

3 その他

浜田市障がい福祉計画（第 7 期）・障がい児福祉計画（第 3 期）（案）の パブリックコメント（意見募集）について

浜田市障がい福祉計画（第 6 期）・障がい児福祉計画（第 2 期）の計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）終了に伴い、浜田市の目標を見直すために標記計画の策定を進めています。この計画について下記のとおり一般から意見を募集していますので報告します。

1. 計画の名称 浜田市障がい福祉計画（第 7 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 3 期）
2. 募集閲覧期間 令和 6 年 1 月 5 日（金）～令和 6 年 2 月 5 日（月）
3. 閲覧場所 地域福祉課、各支所市民福祉課、中央図書館、浜田市ホームページ
4. 意見提出方法 指定の様式に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・メールで提出

5. 計画の概要

浜田市における障がい者及び障がい児のサービス提供体制を確保し、サービス提供水準の向上を推進するための基本計画。

(1) 計画期間 令和 6 年度から令和 8 年度（3 年間）

(2) 見直しのポイント（国の指針による）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

浜田市障がい福祉計画（第7期）・
浜田市障がい児福祉計画（第3期）
【素案】

令和6年(2024年)〇月
浜田市

表紙裏

■ 目 次 ■

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人等の状況	6
1 人口の推移	6
2 身体障がい	7
3 知的障がい	9
4 精神障がい	10
5 障害者手帳所持者数（合計）	11
第3章 障がい福祉計画（第7期）	12
1 第6期計画の実績と課題	12
2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値	25
3 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策	32
4 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策	36
5 その他に関する取組	37
第4章 障がい児福祉計画（第3期）	38
1 第2期計画の実績と課題	38
2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値	40
3 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策	41
第5章 計画の推進体制	42
1 計画の進捗管理	42
2 市民参画の推進	42
3 関係機関の連携	42
資料編	43
1 策定経過	43
2 浜田市保健医療福祉協議会規則	44
3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	45
4 障がい者福祉専門部会委員名簿	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成28年（2016年）の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

また、近年の動向として、令和3年（2021年）には日常的に医療的ケアが必要となる「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。同年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年（2024年）4月より合理的配慮の提供義務が民間事業所にも拡大されることが示されています。さらに、令和4年（2022年）には障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

「浜田市障がい福祉計画（第7期）・浜田市障がい児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」という。）は、これらの法制度の変更を踏まえながら、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」が計画的に提供されるよう、令和8年度（2026年度）における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

浜田市における「障害」表記の取扱いについて

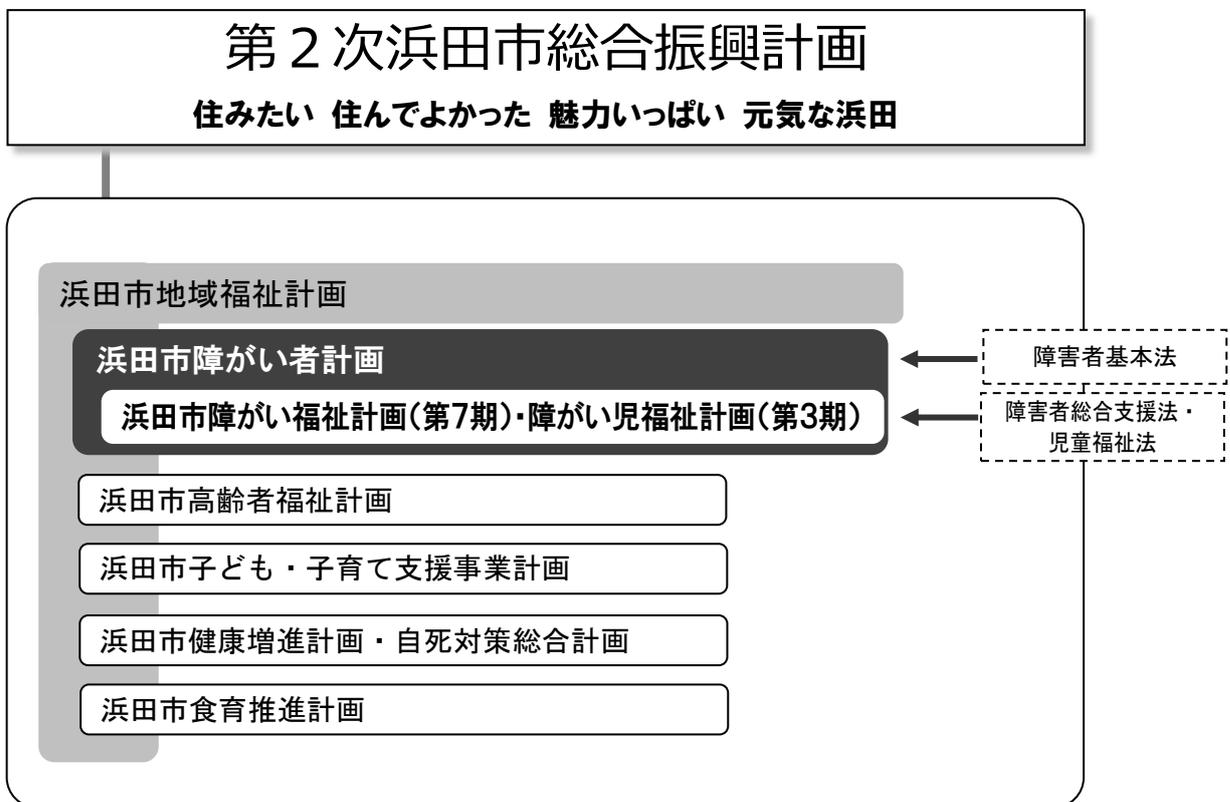
- 原則として、「障がい」とひらがな表記にしています。
なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。
- 平成23年（2011年）4月1日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の 2 計画を一体としたものです。

また、「浜田市総合振興計画」の障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、「浜田市地域福祉計画」等各種計画との整合を図りながら、障がい者・児のサービスの提供体制の確保や推進のための基本となる計画です。

策定にあたっては、国の定める基本指針（平成 18 年（2006 年）厚生労働省告示第 395 号：令和 2 年（2020 年）改正）（以下「国基本指針」という。）を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障がい者福祉専門部会、浜田圏域自立支援協議会、関係者団体の意見を反映し、「浜田市障がい者計画」との調和を図りました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

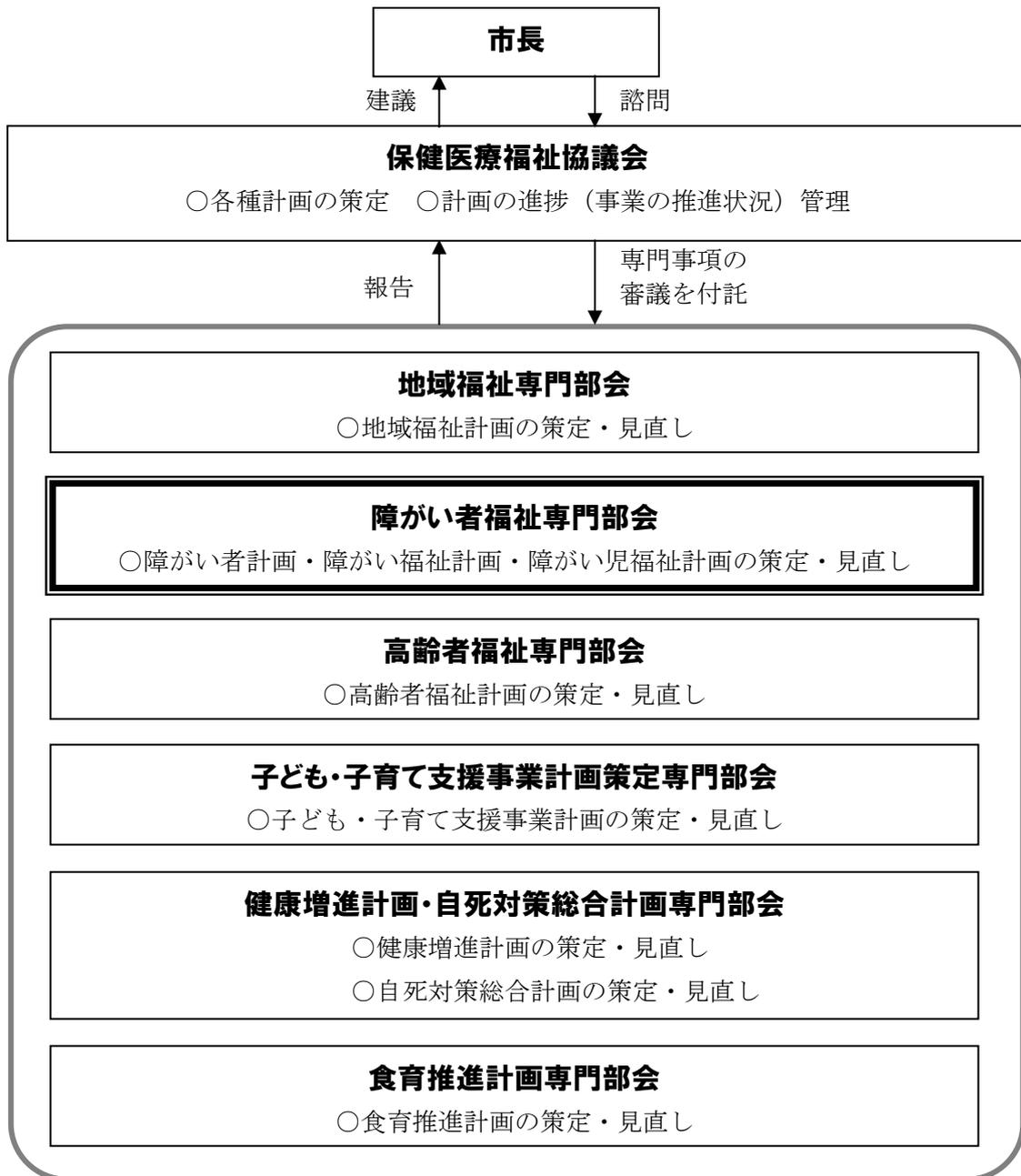
なお、本計画については、年1回以上、数値目標等の実績の把握・分析・評価を行い、必要に応じ計画変更等の措置を取ることとします。また、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するためにも、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉に関する計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携、調整を図りながら計画を策定しました。



(2) 関係団体調査

障がい福祉サービス事業者及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人へのサービス提供状況や支援における課題を把握する目的で、関係団体調査を実施しました。

調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	市内サービス提供事業所等への調査票郵送による配布回収
調査時期	令和5年(2023年)10月23日～11月8日
配布数及び回収数	配布数：81 回収数：62 (回収率：76.5%)

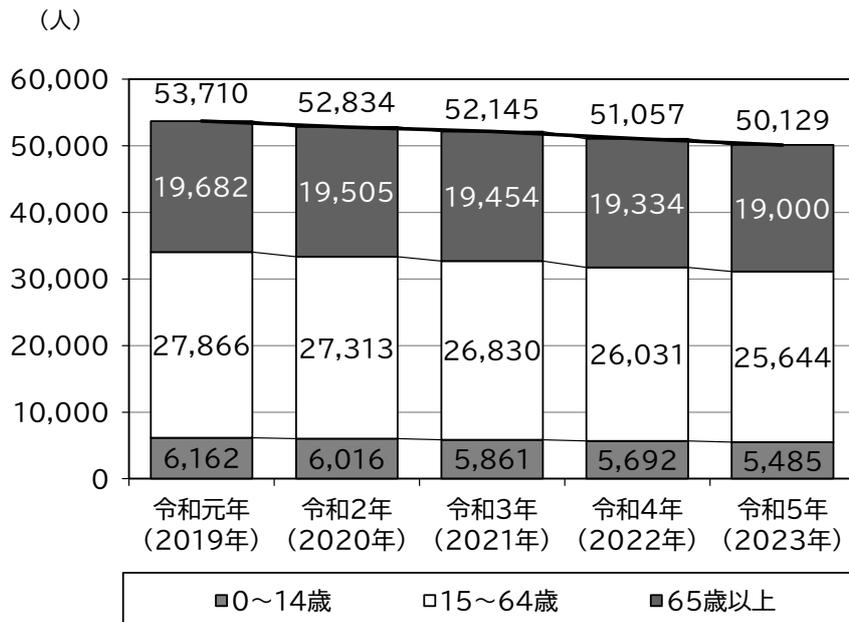
第2章

障がいのある人等の状況

1 人口の推移

総人口は令和元年（2019年）以降、年々減少しています。人口構成別にみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のすべてにおいて減少しています。

■総人口等の推移



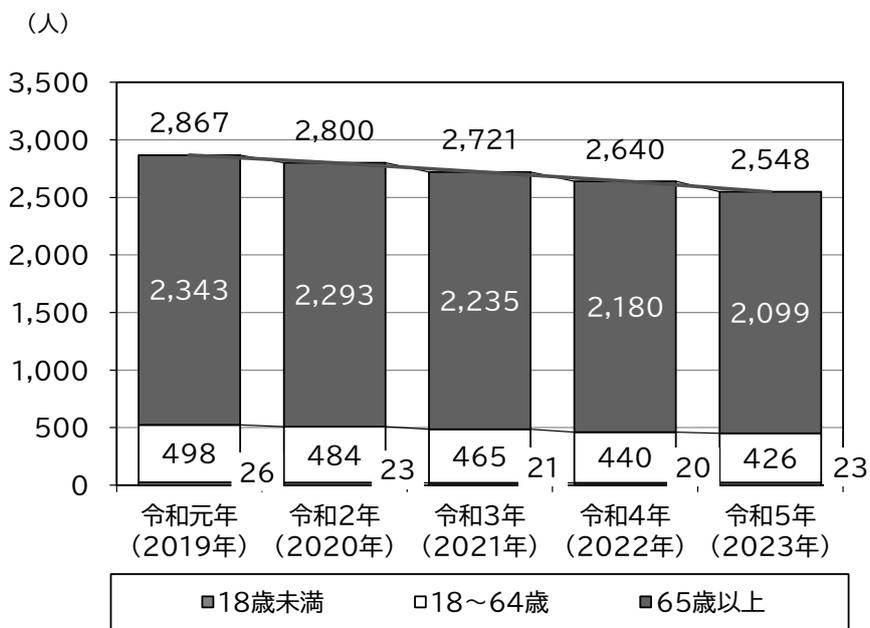
資料：住民基本台帳 各年3月末
※総人口は年齢不詳を含む

2 身体障がい

(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

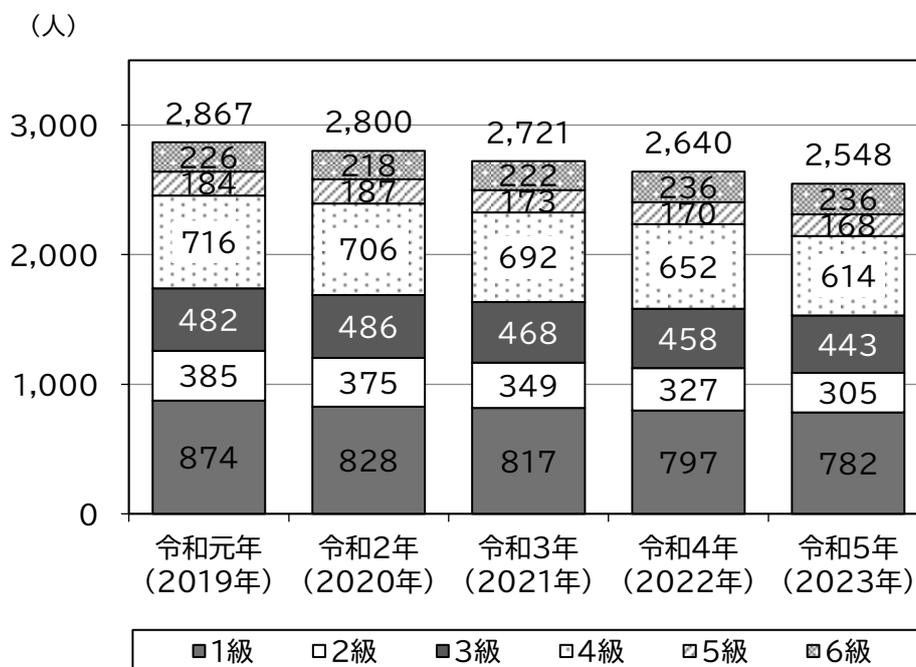


身体障がい、知的障がい、精神障がいに関するデータの出典は、
すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」（各年3月末現在）となっています。

(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

等級別では6級以外の等級で減少傾向となっています。

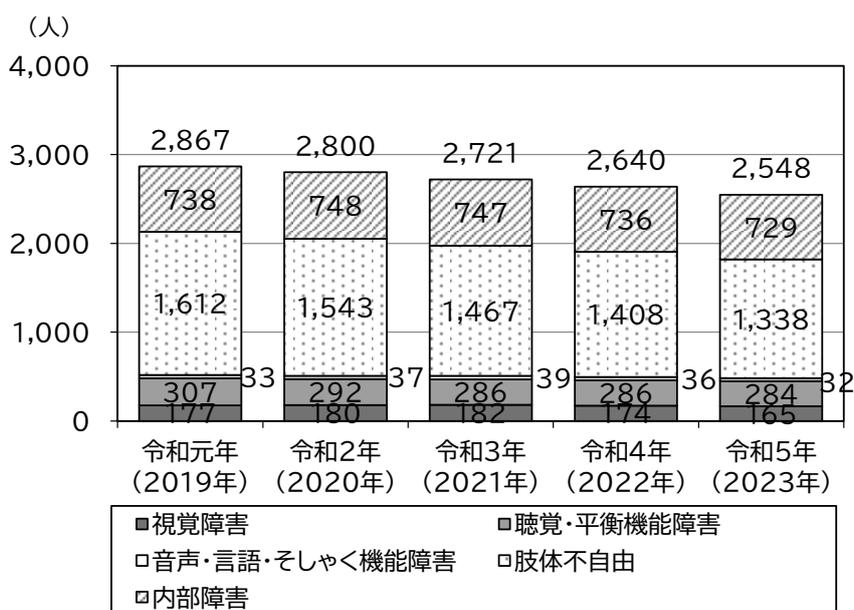
■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

令和3年（2021年）以降、すべての種類で減少傾向となっています。

■障がいの種類別人数の推移

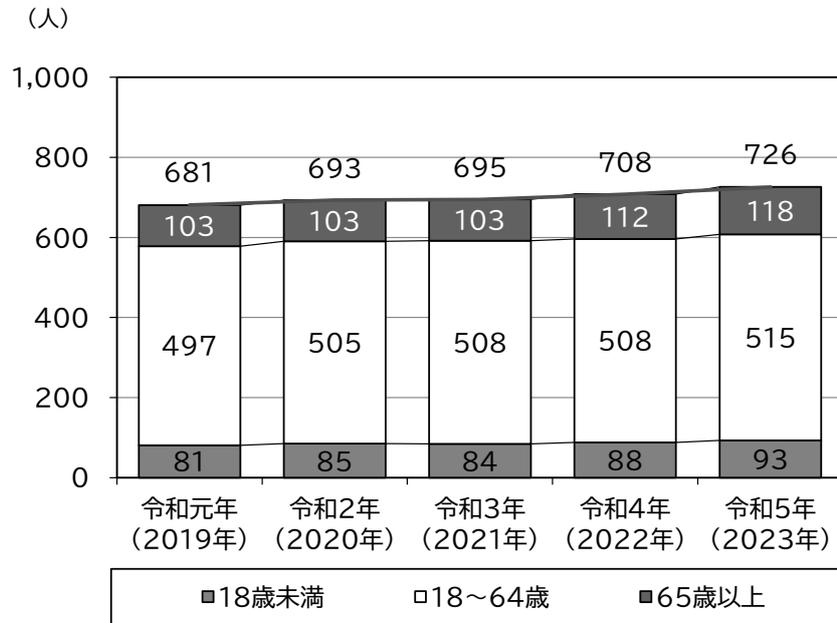


3 知的障がい

(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

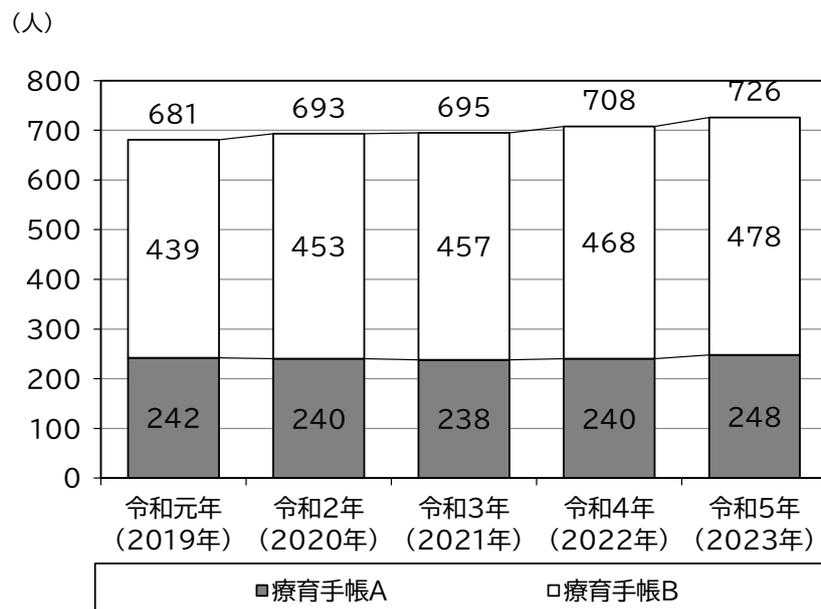
■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



(2) 療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

A（最重度・重度）はほぼ横ばいで推移し、B（中度・軽度）は増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

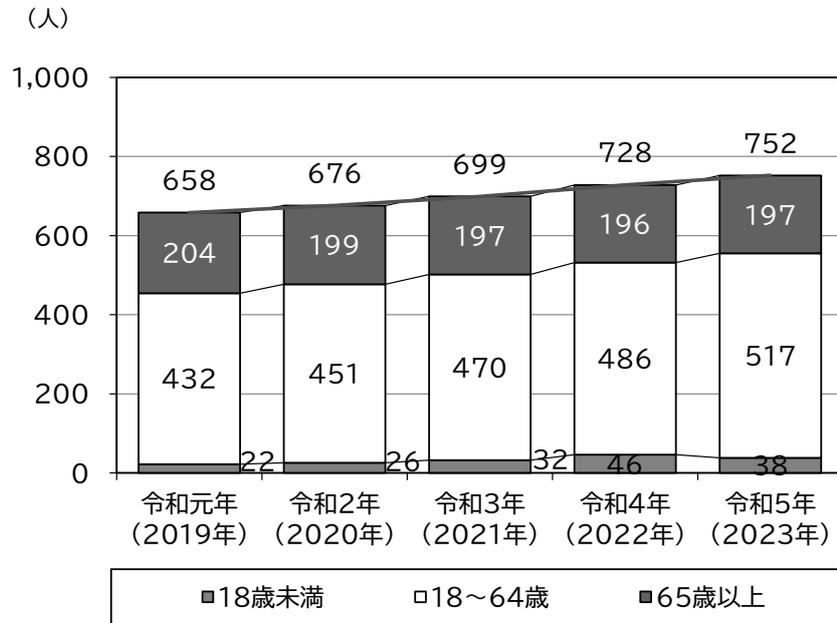


4 精神障がい

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は18～64歳で増加傾向となっています。

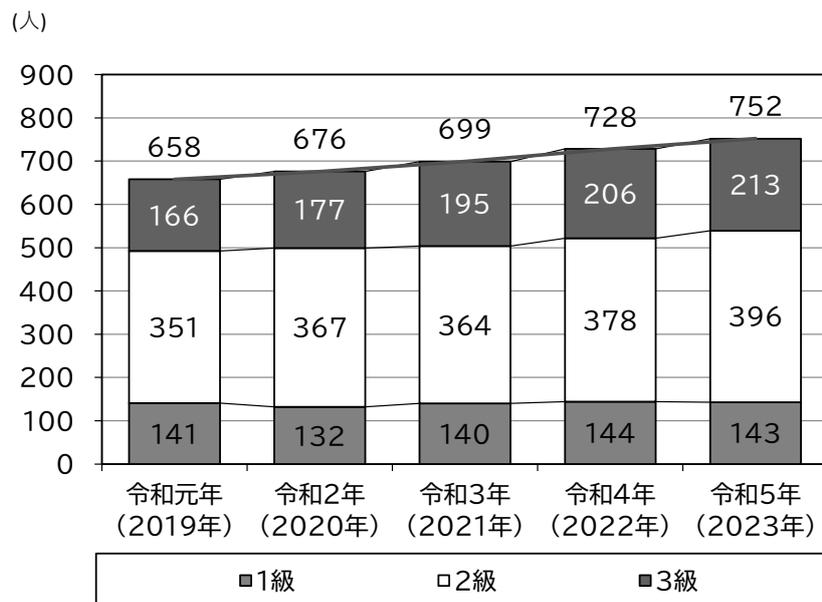
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

等級別では2級、3級で増加傾向となっています。

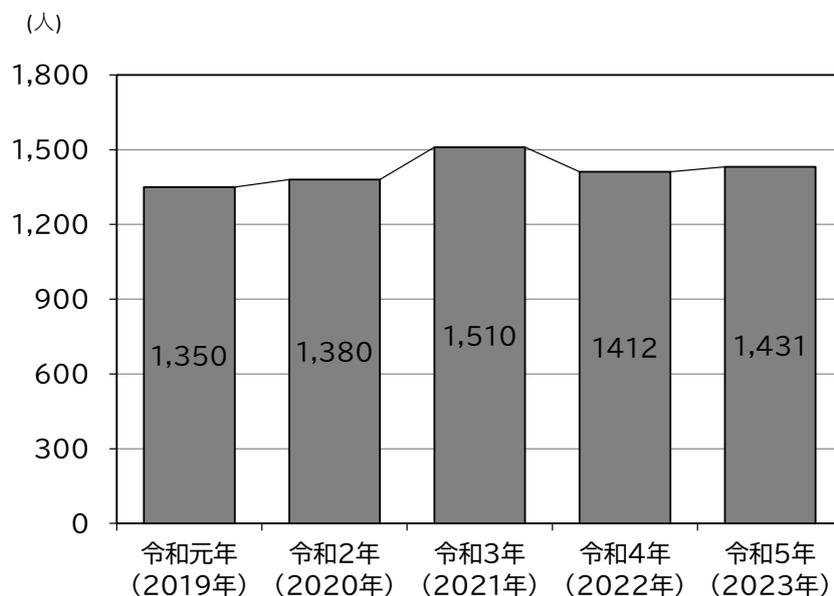
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年（2022年）に一度減少していますが、全体的には増加傾向となっています。

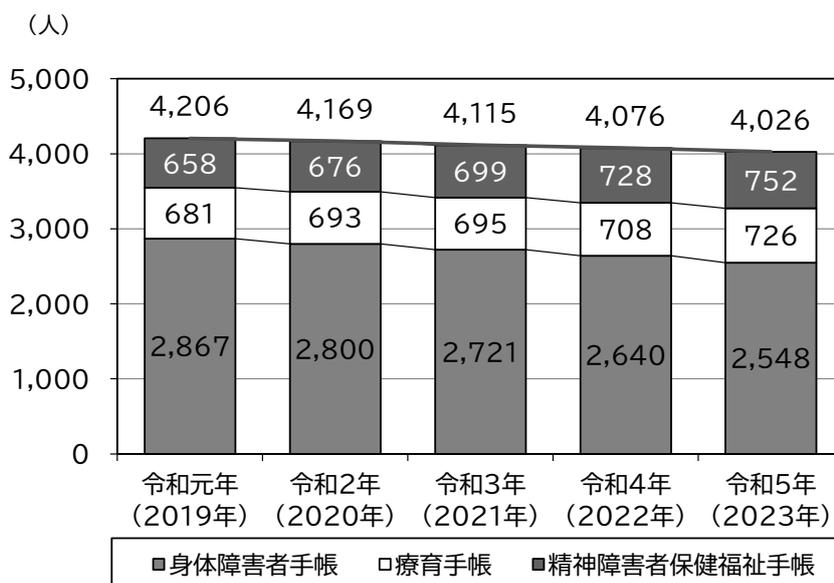
■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



5 障害者手帳所持者数（合計）

障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



第3章

障がい福祉計画（第7期）

1 第6期計画の実績と課題

第6期計画の見込量に対する実績及び関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。
※令和5年度（2023年度）の実績については、10月末現在における見込み。

（1）訪問系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行います。
行動援護	重度の知的障がい又は重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、その必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

単位：時間/月（月間の利用時間）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護 重度訪問介護	見込量(A)(時間/月)	1,498	1,501	1,504
	実績(B)(時間/月)	1,548	1,308	1,275
	達成率(B/A)(%)	103.3	87.1	84.8
同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	見込量(A)(人/月)	126	127	128
	実績(B)(人/月)	131	112	104
	達成率(B/A)(%)	104.0	88.2	81.3

【実績概要】

○利用時間・人数の実績は令和3年度（2021年度）を除き、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 訪問系サービスを提供している事業所では、人材不足の課題が数多くあがっています。
- 人材不足の中で業務の負担が大きく、人材育成の時間が確保できないという現状があります。

(2) 日中活動系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
生活介護	昼間、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	見込量(A)(人日/月)	4,784	4,825	4,867
	実績(B)(人日/月)	4,489	4,415	4,560
	達成率(B/A)(%)	93.8	91.5	93.7
	見込量(A)(人/月)	268	270	272
	実績(B)(人/月)	250	252	259
	達成率(B/A)(%)	93.3	93.3	95.2
自立訓練(機能訓練)	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	1	28	21
	達成率(B/A)(%)	5.0	140.0	105.0
	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立訓練(生活訓練)	見込量(A)(人日/月)	53	53	53
	実績(B)(人日/月)	47	48	48
	達成率(B/A)(%)	88.7	90.6	90.6
	見込量(A)(人/月)	4	4	4
	実績(B)(人/月)	5	4	4
	達成率(B/A)(%)	125.0	100.0	100.0
宿泊型自立訓練	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0	0	0
	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0	0	0
就労移行支援	見込量(A)(人日/月)	112	113	114
	実績(B)(人日/月)	114	136	139
	達成率(B/A)(%)	101.8	120.4	121.9
	見込量(A)(人/月)	9	9	9
	実績(B)(人/月)	9	10	9
	達成率(B/A)(%)	100.0	111.1	100.0
就労継続支援A型	見込量(A)(人日/月)	1,105	1,128	1,152
	実績(B)(人日/月)	1,005	1,023	1,019
	達成率(B/A)(%)	91.0	90.7	88.5
	見込量(A)(人/月)	57	58	58
	実績(B)(人/月)	52	54	52
	達成率(B/A)(%)	91.2	93.1	89.7
就労継続支援B型	見込量(A)(人日/月)	2,832	2,840	2,848
	実績(B)(人日/月)	2,965	2,752	2,785
	達成率(B/A)(%)	104.7	96.9	97.8
	見込量(A)(人/月)	161	162	163
	実績(B)(人/月)	170	165	165
	達成率(B/A)(%)	105.6	101.9	101.2
就労定着支援	見込量(A)(人/月)	8	10	11
	実績(B)(人/月)	5	4	3
	達成率(B/A)(%)	62.5	40.0	27.3
療養介護	見込量(A)(人/月)	28	29	30
	実績(B)(人/月)	26	28	28
	達成率(B/A)(%)	92.9	96.6	93.3
短期入所	見込量(A)(人日/月)	260	262	265
	実績(B)(人日/月)	280	242	263
	うち福祉型	253	225	241
	うち医療型	27	17	22
	達成率(B/A)(%)	107.7	92.4	99.2
	見込量(A)(人/月)	40	41	42
	実績(B)(人/月)	52	48	56
	うち福祉型	50	46	53
	うち医療型	2	2	3
達成率(B/A)(%)	130.0	117.1	133.3	

【実績概要】

- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護は、見込量を下回るものの、概ね見込量に近い実績となっています。
- 就労移行支援の延べ利用日数は、増加傾向で推移し、見込量を上回っています。
- 自立訓練（機能訓練）、（生活訓練）は、年によってはばらつきはあるものの、概ね見込量に近い実績となっています。
- 宿泊型自立訓練は、圏域に受け入れ可能な事業所がなく、利用希望者もなかったため利用実績がありませんでした。
- 就労定着支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。
- 短期入所の利用人数は、見込量を大きく上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 日中活動系サービスを提供する事業所では、人員不足が大きな課題としてあがっています。
- 就労支援を行う事業所では、現在の人員配置では事業所内の支援で手一杯となり、一般就職に向けた支援が難しいという意見があがっています。
- 就労支援においては、一般就労やステップアップを進める上で、働く場や仕事の種類が限られているという課題があがっています。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大等の取組も求められています。
- 強度行動障がいのある人については、受け入れ先が少ないことが課題としてあげられています。

(3) 居住系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行する人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している人が、自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

単位：人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	見込量(A)(人/月)	3	4	5
	実績(B)(人/月)	5	5	6
	達成率(B/A)(%)	166.7	125.0	120.0
共同生活援助	見込量(A)(人/月)	127	130	132
	実績(B)(人/月)	123	122	125
	達成率(B/A)(%)	96.9	93.8	94.7
施設入所支援	見込量(A)(人/月)	101	101	100
	実績(B)(人/月)	98	93	90
	達成率(B/A)(%)	97.0	92.1	90.0

【実績概要】

- 自立生活援助は、各年、見込量を上回る実績となっています。
- 共同生活援助、概ね見込量通りの実績となっています。
- 施設入所支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 居住系サービスを提供する事業所からは、人員の確保や質の向上が課題としてあげられています。
- 地域移行を進めていく上で、グループホーム等の受け入れ先の確保が求められています。

(4) 相談支援

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や特別支援学校卒業生等、自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、計画を作成します。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

単位：人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	見込量(A)(人/月)	202	206	210
	実績(B)(人/月)	197	183	180
	達成率(B/A)(%)	97.5	88.8	85.7
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量(A)(人/月)	2	3	4
	実績(B)(人/月)	1	2	2
	達成率(B/A)(%)	50.0	66.7	50.0
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量(A)(人/月)	12	12	13
	実績(B)(人/月)	9	17	20
	達成率(B/A)(%)	75.0	141.7	153.8

※計画相談支援は、計画作成時及びモニタリング時各回を含む。

【実績概要】

- 計画相談支援は、減少傾向で推移しています。
- 地域移行支援は、各年、見込量を下回る実績となっています。
- 地域定着支援は、増加傾向で推移し、令和4年度(2022年度)以降見込量を上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 相談支援を行う事業所からは、人員の確保及び職員の資質向上、事務作業量の多さが課題という声があがっています。特に人員確保及び資質向上については、人員不足の中で研修の参加が難しいことが理由としてあげられています。

(5) 地域生活支援事業

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。
住宅入居等支援事業	施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、さまざまな理由で入居が困難な状況にある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援等を円滑に実施するため、手話奉仕員を養成するための研修等を行い、人材の確保を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅で生活する障がいのある人に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。 あわせて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がいのある人の地域における生活支援の促進を図ります。
日中一時支援事業	日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。 ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○自動車運転免許取得・改造助成事業 ○芸術・文化講座開催等事業 ○生活訓練事業 ○その他社会参加促進事業
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
広報活動	見込量(A)	通年	通年	通年
	実績(B)	通年実施	通年実施	通年実施

【実績概要】

○広報活動については、年間を通して実施しています。

② 自発的活動支援事業

単位:か所

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
社会活動支援	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○社会活動支援については、家族間の交流・情報交換の場として、見込み通り 1 か所で実施しています。

③ 相談支援事業

単位:か所、実施の有無

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	見込量(A)(か所)	4	4	4
	実績(B)(か所)	4	4	4
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会	見込量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

○相談支援事業については、4か所の事業所に委託して支援を実施しています。

④ 基幹相談支援センター設置事業

単位: か所

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センター設置事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○基幹相談支援センターは、以前は圏域での設置でしたが、令和3年度(2021年度)から浜田市単独で1か所設置しています。

【関係団体調査にみる課題】

○支援につながっていない方の掘り起こしができていないため、民生委員等の地域住民と近い存在の人とのつながりや相談がしやすい体制づくりが求められます。

⑤ 住宅入居等支援事業

単位: 実施の有無

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住宅入居等支援事業 (相談支援)	見込量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

○住宅入居等支援事業については、住まいのサポートセンターに委託して実施しています。

【関係団体調査にみる課題】

○サービスの周知が不十分のため、サービスを必要としている人に行き届くよう、情報発信の工夫が求められます。

⑥ 意思疎通支援事業

単位：回/月（月間の派遣回数）

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
意思疎通支援事業	見込量(A)(回/月)	30	30	30
	実績(B)(回/月)	4	5	10
	達成率(B/A)(%)	13.3	16.7	33.3

【実績概要】

○意思疎通支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が伸びず、見込量を大きく下回る実績となっています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

単位：か所、人/年（年間の参加申込者数）

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修実施か所数	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
研修参加申込者数	見込量(A)(人/年)	20	20	20
	実績(B)(人/年)	17	15	23
	達成率(B/A)(%)	85.0	75.0	115.0

【実績概要】

○手話奉仕員養成研修は1か所で実施しています。参加申込者数については、令和4年度（2022年度）までは見込量を下回っていましたが、令和5年度（2023年度）からは増加し、見込量を上回る実績となっています。

⑧ 日常生活用具給付等事業

単位：件/年（年間の給付件数）

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	見込量(A)(件/年)	5	5	5
	実績(B)(件/年)	4	1	1
	達成率(B/A)(%)	80.0	20.0	20.0
自立生活支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	5	9	9
	達成率(B/A)(%)	50.0	90.0	90.0
在宅療養等支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	4	5	5
	達成率(B/A)(%)	40.0	50.0	50.0
情報・意思疎通支援用具	見込量(A)(件/年)	15	15	15
	実績(B)(件/年)	14	9	9
	達成率(B/A)(%)	93.3	60.0	60.0
排泄管理支援用具	見込量(A)(件/年)	440	450	460
	実績(B)(件/年)	478	480	480
	達成率(B/A)(%)	108.6	106.7	104.3
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量(A)(件/年)	3	3	3
	実績(B)(件/年)	4	2	2
	達成率(B/A)(%)	133.3	66.7	66.7

【実績概要】

- 介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具については、減少傾向がみられます。
- 在宅療養等支援用具は見込量を下回る実績となっています。
- 自立生活支援用具は見込量を下回るものの、概ね実績に近い結果となっています。
- 排泄管理支援用具については、各年、見込量を上回る実績となっています。

⑨ 移動支援事業

単位: か所、人/年(年間の利用人数)、時間/年(年間の利用時間)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	見込量(A)(か所)	12	12	12
	実績(B)(か所)	13	14	14
	達成率(B/A)(%)	108.3	116.7	116.7
	見込量(A)(人/年)	65	67	69
	実績(B)(人/年)	67	45	45
	達成率(B/A)(%)	103.1	67.2	65.2
	見込量(A)(時間/年)	2,000	2,100	2,200
	実績(B)(時間/年)	2,035	1,651	1,651
	達成率(B/A)(%)	101.8	78.6	75.0

【実績概要】

○実施か所数は各年、見込量を上回る実績となっています。利用人数、時間はともに減少傾向で推移しており、令和3年度(2021年度)を除き、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○公共交通機関の便が悪く、サービスが十分に受けられないという課題があがっています。

⑩ 地域活動支援センター事業

単位: か所

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基礎的事業	見込量(A)(か所)	3	3	3
	実績(B)(か所)	3	3	2
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	66.7
うち機能強化事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○地域活動支援センター事業における基礎的事業は、令和5年度(2023年度)に3か所のうち1か所が廃止し、2か所での実施、機能強化事業は引き続き1か所で開催しています。

⑪ 日中一時支援事業

単位: か所、人/年(年間の利用人数)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	見込量(A)(か所)	14	14	14
	実績(B)(か所)	16	18	19
	達成率(B/A)(%)	114.3	128.6	135.7
	見込量(A)(人/年)	37	39	41
	実績(B)(人/年)	49	38	40
	達成率(B/A)(%)	132.4	97.4	97.6

【実績概要】

○実施か所数は、増加傾向で推移し、各年見込量を上回る実績となっています。利用人数については、令和3年度(2021年度)は見込量を上回る実績となっており、概ね見込量に近い実績となっています。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

単位: 人/年(年間の利用人数)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	見込量(A)(人/年)	24	26	28
	実績(B)(人/年)	29	23	23
	達成率(B/A)(%)	120.8	88.5	82.1

【実績概要】

○成年後見制度利用支援事業は、令和3年度(2021年度)は見込量を上回る実績となっており、概ね見込量に近い実績となっています。

2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値

（1）成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・地域移行者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・施設入所者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	89人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	6人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上
	6.7%	(B) / (A)
【成果目標】 施設入所者の削減数(C)	5人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上
	5.6%	(C) / (A)

目標達成に向けた取組

- 施設入所者がそれぞれの希望する暮らし方を相談支援等によって明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の継続など個人に合った支援へつなげます。
- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練（生活訓練）や自立生活援助等のサービスを提供します。
- 地域の生活の場として必要となる共同生活援助（グループホーム）等については、事業所等に対し新設・増設の促し等を行い、設置を推進します。
- 地域生活への移行後も、日常生活を維持・継続できるように支援するため、訪問系サービスや日中活動系サービス等への事業者の参入促進を図り、サービスの量と質の確保に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

（都道府県が設定する目標値を掲載）

- ・精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定
- 精神病床における早期退院率：3か月時点 68.9%以上、6か月時点 84.5%以上、1年時点 91.0%以上

項目	数値	考え方
【目標値】 地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	1か所	令和8年度(2026年度)末までに設置

目標達成に向けた取組

○浜田圏域自立支援協議会では、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築ワーキング」を設置しており、様々な関係機関の参加により、個別の課題や必要な支援策について協議、検討を行っています。関係機関が連携することにより、精神障がいのある人にも対応した連携協議が図れる体制の構築を行い、支援の充実をめざします。

③地域生活支援の充実

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がい有者に関する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域で少なくとも1つ確保
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	1回/年	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討
強度行動障がい有者の方への支援体制の整備	実施	支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会等で検討

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置か所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置	無	有	有	有	有	有
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	1回	1回	1回	1回	1回

目標達成に向けた取組

- 障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がい者等を支援する家族の病気や入院、事故など、「もしも」の緊急時に備え、必要な支援体制の整備を図ります。
- 令和5年度（2023年度）から、浜田圏域自立支援協議会において地域生活支援拠点等整備事業推進のための協議の場として「まちづくりワーキング」を創設し、2か月に1回、関係機関の参加により事業推進に係る協議を行い、各年に1回、事業運用状況の検証及び検討を実施します。

④福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ①一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度（2021年度）末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	10人	令和3年度(2021年度)に福祉施設を退所した一般就労者数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	13人	令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
	1.3倍	(B)／(A)

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	5人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	7人	令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
	1.4倍	(B)／(A)

・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	3人	令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上
	1.5倍	(B)／(A)

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	3人	令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
	1.5倍	(B)÷(A)

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	66.7%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	5人	令和3年度(2021年度)の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数(B)	8人	令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上
	1.6倍	(B)÷(A)
【成果目標】 目標年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	33.3%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

目標達成に向けた取組

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労定着支援事業を行う事業所の設置について支援を行い、サービスの基盤整備に努めます。
- 自立支援協議会における就労支援部会を通じて、公共職業安定所や事業所等関係機関と連携し、福祉就労及び一般雇用に向けた支援を行います。
- サービス事業者、公共職業安定所、事業所、その他市内の福祉、労働、教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進し、一般就労への移行に向けた支援体制の充実を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者施設等における官公需の受注拡大を図ります。
- 一般就労した障がいのある人が継続して働けるように、企業等へ障がい及び障がいのある人への理解の促進を図ります。

⑤相談支援体制の充実・強化等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数(事例検討会)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(専門部会含む)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者数(延べ事業者数)	93事業者	107事業者	99事業者	100事業者	105事業者	110事業者
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数	7回	8回	8回	8回	8回	8回

目標達成に向けた取組

- 障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応できるよう、近隣自治体及び関係機関と連携しながら相談支援体制の整備に取り組みます。
- 障がいの多様化や、複合的な課題を抱えた困難な事例にも対応できるよう、相談支援専門員等の人材育成を促進します。
- さまざまな相談機関との連携を強化し、相談から必要な支援へつなげられる体制の整備に努めます。

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
障がい福祉サービスの質の向上に向けた体制の整備	有	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、市職員が研修を受講し、サービス提供機関等と連携していく体制を構築

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県やその他の機関が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

目標達成に向けた取組

- 障害者総合支援法の具体的内容について、市職員の専門的理解が深まるよう、県が開催する市町村職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修の聴講等の参加を促進します。
- 障がい福祉サービス等に係る給付費について請求の過誤を無くし、事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有することで請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。また、事業所に対する指導監査結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

3 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位: 時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	時間/月	855	855	855
	人/月	90	90	90
重度訪問介護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	36	36	36
	人/月	5	5	5
行動援護	時間/月	390	390	390
	人/月	13	13	13
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進など、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。研修の実施については、リモートや録画配信の検討など、従事者が参加しやすい工夫を行います。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	人日/月	4,680	4,716	4,752
	人/月	260	262	264
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	48	48	48
	人/月	4	4	4
宿泊型自立訓練	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労選択支援	人日/月	0	10	10
	人/月	0	1	1
就労移行支援	人日/月	126	140	154
	人/月	9	10	11
就労継続支援 A 型	人日/月	1,015	1,035	1,055
	人/月	52	53	54
就労継続支援 B 型	人日/月	2,805	2,805	2,805
	人/月	165	165	165
就労定着支援	人/月	6	7	8
療養介護	人日/月	28	28	28
	人/月	28	28	28
短期入所(福祉型)	人日/月	275	280	285
	人/月	55	56	57
短期入所(医療型)	人日/月	10	10	10
	人/月	2	2	2

実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、さまざまな障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

今後は、地域生活支援拠点などを活用し、サービスの相互連携を図るとともに、短期入所に係る緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。

障害者総合支援法の改正により新設された「就労選択支援」は、令和7年度(2025年度)から開始予定とされています。就労に向けたアセスメントを行い、適切な支援につなげられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	人/月	6	7	8
共同生活援助	人/月	126	127	128
施設入所支援	人/月	88	86	84

実施の方向性

居住系サービスは、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質の確保が求められます。

障がい特性に配慮しつつ、利用者のニーズに応えた運営ができるよう、人材の確保及び育成など質の向上に関する支援の取組を進めます。

(4) 相談支援

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人/月	183	186	190
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	2	2	2
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	21	23	25

実施の方向性

相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きくかわるため、きめ細やかな配慮が求められます。

今後は、すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討及び高齢者福祉部門も含めた連携体制の整備、相談支援に関する研修会の実施など、量的及び質的に充実した支援を行えるよう取組を進めます。

4 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策

◇◆ サービスの見込量 ◇◆

区分			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	広報活動		通年	通年	通年
自発的活動支援事業	社会活動支援	か所	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有
基幹相談支援センター設置事業		か所	1	1	1
住宅入居等支援事業(相談支援)		有無	有	有	有
意思疎通支援事業		回/月	20	25	30
手話奉仕員養成研修事業	研修実施か所数	か所	1	1	1
	研修参加申込者数	人/年	23	23	23
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	9	9	9
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	9	9	9
	排泄管理支援用具	件/年	485	490	495
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2
移動支援事業	実施見込か所数	か所	14	14	14
	利用見込者数	人/年	44	43	42
	延べ利用見込時間数	時間/年	1,628	1,591	1,554
地域活動支援センター基礎的事業		か所	2	2	2
うち機能強化事業		か所	1	1	1
日中一時支援事業	実施か所数	か所	19	20	20
	利用者数	人/年	40	40	40
成年後見制度利用支援事業		人/年	23	23	23

実施の方向性

地域生活支援事業については、ニーズの把握及びサービスの周知に努めながら利用促進を図っています。人材の確保及び育成や、連携体制の整備などの取組を進めるとともに、必要に応じて事業の整理や見直しを行い、利用者のニーズに対応できるサービス提供体制づくりを進めます。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、関係機関を連携しながら、障がいの種類や程度に応じた情報取得手段を提供できるような環境の整備に努めます。

5 その他に関する取組

(1) 発達障がいのある人への支援

発達障がいについては、教育や就労など、さまざまな場面で特性に合った支援や周囲から理解が得られることが重要です。理解促進のために「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）の周知を行い、島根県西部発達障害者支援センターウィンドや専門医療機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。

発達障がい児の保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど、家族に対する支援も必要であるため、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
発達障がい者地域支援協議会 (開催回数)	1回	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等 (実施者数)	6人	6人	6人
ペアレントメンター(人数)	4人	5人	5人
ピアサポートの活動(参加人数)	15人	15人	15人

(2) 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、島根県・浜田保健所による難病対策を中心に連携を強化し、地域の難病対策の充実を図ります。

難病患者については、「障害者総合支援法」の対象となる特定疾病に該当すれば、障がい福祉サービスの利用が可能です。適切な情報提供を行い、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実を図ります。

(3) 虐待防止に向けた取組

障がいのある人への虐待を禁じる「障害者虐待防止法」が、平成24年(2012年)10月に施行されたことを受け、本市でも浜田市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談等に応じています。また、虐待防止のために浜田圏域自立支援協議会や島根県障がい者権利擁護センター等の関係機関との連携を強化し、虐待が発生した際には、虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応がとれるよう、体制の構築を図ります。

第4章

障がい児福祉計画（第3期）

1 第2期計画の実績と課題

第2期計画の見込量に対する実績と、関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。
 ※令和5年度（2023年度）の実績については、10月末現在における見込み。

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもへ発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

単位：人日/月（月間の延べ利用日数）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	見込量(A)(人日/月)	130	130	130
	実績(B)(人日/月)	174	183	227
	達成率(B/A)(%)	133.8	140.8	174.6
	見込量(A)(人/月)	30	30	30
	実績(B)(人/月)	46	58	52
	達成率(B/A)(%)	153.3	193.3	173.3
放課後等デイサービス	見込量(A)(人日/月)	1,957	2,057	2,157
	実績(B)(人日/月)	2,157	2,271	2,644
	達成率(B/A)(%)	110.2	110.4	122.6
	見込量(A)(人/月)	214	224	234
	実績(B)(人/月)	260	253	279
	達成率(B/A)(%)	121.5	112.9	119.2

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援	見込量(A)(人日/月)	22	23	25
	実績(B)(人日/月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
	見込量(A)(人/月)	22	23	25
	実績(B)(人/月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)(人日/月)	10	10	10
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込量(A)(人/月)	5	5	5
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	見込量(A)(人/月)	54	56	58
	実績(B)(人/月)	51	51	56
	達成率(B/A)(%)	94.4	91.1	96.6

【実績概要】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、増加傾向にあり、見込量を大きく上回る実績となっています。
- 保育所等訪問支援、障がい児相談支援は概ね見込量に近い実績となっています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、圏域にサービス提供事業所の開設がなかったため、実績はありません。

【関係団体調査にみる課題】

- 事業所が増えて利用しやすくなった一方で、各事業所が提供するサービスの質に差があることが課題としてあげられます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるためにも、保育所、学校又は放課後児童クラブ等の集団の中で適応できるようにすることを目指して、支援していく必要があるという意見があがっています。
- 支援を進めていく上で、学校との連携を強化していくことが求められています。
- 事業所において、人員、専門的知識を備えた人材が不足しているという現状があります。
- 医療的ケア児への支援の充実が求められています。

2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値

①障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
- ・保育所等訪問支援等の活用により、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1カ所以上確保

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	有	各市町村に少なくとも1カ所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	有	全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	各市町村に少なくとも1カ所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の確保	有	令和8年度(2026年度)末までに関係者による協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度(2026年度)末までにコーディネーターを配置

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	5人	8人	8人	8人	8人	8人

目標達成に向けた取組

- 児童発達支援センターの設置及び主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、市単独では難しい課題もあるため、圏域の社会資源の活用に向けて今後検討を進めます。
- 医療的ケア児のための協議の場については、令和3年度（2021年度）から年1回実施し、関係機関との情報共有及び課題の検討を行っています。そのほかにも、個別のケースに応じた協議を行い、課題の解決に努めます。
- 本市では、障がい福祉担当部署、母子保健担当部署及び浜田市基幹相談支援センターに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置しています。今後も必要な情報やサービスを提供できるよう、医療的ケア児及びその家族の支援の充実を図ります。

3 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人日/月（月間の延べ利用日数）、人/月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人日/月	238	243	248
	人/月	53	54	55
放課後等デイサービス	人日/月	2,708	2,736	2,765
	人/月	285	288	291
保育所等訪問支援	人日/月	21	22	23
	人/月	21	22	23
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1
障がい児相談支援	人/月	57	58	59

実施の方向性

障がい児支援は利用者が増加傾向にあり、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう、必要量の確保を図るとともに、ニーズが多岐にわたる中で支援の質の向上が求められます。

特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、専門職の配置や職員の研修受講を積極的に行う事業所の取組を推進し、重症心身障がいや強度行動障がいのある子ども、医療的ケア児が利用できる事業所の確保に努めます。

また、インクルーシブ教育を推進するために、教育部局との連携を強化し、保育所等訪問支援も一体的に実施する事業所の充実を図ります。

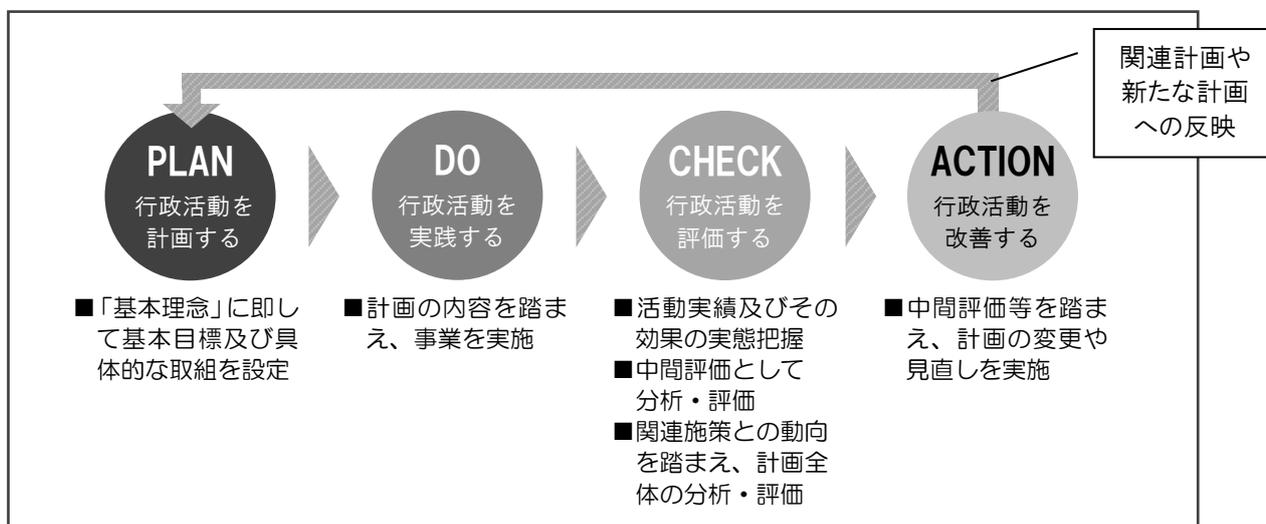
第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan（計画）→Do（実践）→Check（点検・評価）→Action（改善）」のPDCAサイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人が地域で生活をするにあたっては、一人ひとりのニーズに合ったサービスが必要となるため、障がい福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成30年（2018年）に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現をめざします。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、市内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

1 策定経過

令和5年(2023年) 6月13日(火)	○第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しについて
9月29日(金)	○第1回障がい者福祉専門部会 ・国の基本指針について ・計画策定スケジュールについて ・現時点でのサービス見込量推計について ・障がい福祉施策に関する調査票(案)について
10月23日(月)～ 11月8日(水)	○関係団体調査(障がい福祉サービス事業所等)
12月4日(月)	○第2回障がい者福祉専門部会 ・浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)(素案)について ・計画策定スケジュールについて
12月18日(月)	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)について
令和6年(2024年) 1月5日(金)～ 2月5日(月)	○パブリックコメント

※「浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)」に関連する部分のみ

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	准教授	角 能	
浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	西村 淳	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	山本 宏明	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	

4 障がい者福祉専門部会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市身体障害者福祉協会	会長	西田 正行	部会長
浜田市手をつなぐ育成会		煙艸 のぞみ	
西川病院 当事者家族		楨本 善子	
特定非営利活動法人 海	事務局	山本 裕恵	
社会医療法人清和会 西川病院	相談サービス課長	地主 礼	
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	
浜田障害者就業・生活支援センター レント	所長	佐々木 秀樹	
島根県立浜田養護学校	教諭	大前 晶子	
浜田保健所	総務保健部長	手島 雅也	
浜田児童相談所	判定保護課長	花谷 慶子	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河野 良平	
島根県西部視聴覚障害者情報センター	所長	小松 京子	
地域生活支援センター らいふ	所長	山崎 幸史	副部会長
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	所長	沖田 和美	
相談支援事業所 ぴゅあサポート	管理者	宮家 瑞穂	

浜田市障がい福祉計画（第7期）・ 浜田市障がい児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行・編集：浜田市 健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

T e l : 0 8 5 5 - 2 5 - 9 3 2 2

F a x : 0 8 5 5 - 2 2 - 9 7 3 3

浜田市高齢者福祉計画（案）のパブリックコメント
（意見募集）について

浜田市の高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画策定を進めており、下記のとおり一般から意見募集していますので報告します。

記

1 計画の名称

浜田市高齢者福祉計画

2 募集・閲覧期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）～令和 6 年 2 月 5 日（月）

3 閲覧場所

本庁健康医療対策課、各支所市民福祉課、中央図書館、浜田市ホームページ

4 意見提出方法

指定の様式に必要事項を記入の上、直接郵送・FAX・メールで提出

5 計画の概要

《計画期間》 令和 6 年度～令和 8 年度

《基本理念》「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」

《基本目標》 ①地域共生社会と地域包括ケアの実現

②地域活動と連携した介護予防事業の推進

③認知症支援施策の充実

④生涯現役のまちづくり

⑤介護人材の確保と質の向上

浜田市高齢者福祉計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

パブリックコメント

(素案)

令和 6 年 1 月
島根県 浜田市

浜田市高齢者憲章

平成 20 年3月 21 日制定

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれた この
まちで、自立の心を持ち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことを
めざして、この憲章を定めます。

- 一 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- 一 みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいを持ち、心豊かな人生をはぐくみます。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
1. 法的根拠	2
2. 関連計画との関係.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画策定の体制	3
第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移	4
第1節 高齢者の現状と推移.....	4
1. 人口推移	4
2. 人口構成.....	5
3. 地域別の高齢者の状況	6
4. 高齢者の世帯の現状	8
5. 高齢者の健康状態.....	9
6. 要支援・要介護認定者の現状	10
7. 認知症高齢者の状況	11
第2節 高齢者の将来の見込み	13
1. 人口の将来推計	13
2. 要介護等認定者の将来推計.....	14
第3節 アンケート調査結果(抜粋).....	15
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋).....	15
第3章 計画の基本構想	17
第1節 計画の基本理念.....	17
第2節 計画の基本目標	17
第3節 施策体系.....	18
第4章 具体的な取り組み.....	19
第1節 地域共生社会と地域包括ケア実現	19
1. 総合的な相談体制の充実	19
2. 地域包括ケア体制の強化	20
3. 地域における連携体制の強化.....	22
4. 生活支援サービスの充実.....	24
第2節 地域活動と連動した介護予防事業の推進	30

1. 健康長寿社会の実現.....	30
2. 介護予防の推進.....	31
3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業.....	35
第3節 認知症支援施策の充実.....	36
1. 認知症に対する正しい理解の普及.....	36
2. 認知症になっても暮らしやすい地域づくり.....	37
3. 認知症高齢者等の支援体制の充実.....	38
4. 地域における高齢者の権利擁護.....	39
第4節 生涯現役のまちづくり.....	40
1. 生きがいつくりと社会参加活動の推進.....	40
2. 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保.....	40
第5節 介護人材の確保と質の向上.....	41
1. 介護人材確保の推進.....	41
2. 介護人材育成の推進.....	41
第5章 計画推進のための体制整備.....	42
第1節 計画の推進体制.....	42
第2節 果たすべき役割.....	42
1. 行政の連携強化.....	42
2. 関係機関との連携.....	42
資料編.....	43

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国では、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年(2000年)に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。全国的に高齢化率は上昇を続けており、平成12年(2000年)の高齢者人口は約2,200万人でしたが、令和2年(2020年)には3,603万人(国勢調査)と大幅に増加しています。さらに、国立社会保障・人権問題研究所が令和5年(2023年)に発表した「日本の将来推計人口(令和5年推計)」では、令和22年(2040年)には、高齢者人口は3,929万人、高齢化率34.8%になると見込まれています。

浜田市(以下、「本市」という。)においても高齢者人口は増加傾向にあり、令和7年(2025年)には、高齢化率は38.8%に達する見込みとなっています。さらに同年には、いわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上となるほか、令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化はさらに加速し、高齢化率は43.2%になると見込まれています。

そのような中で、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の増加に加え、認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、介護保険制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、現役世代の減少が顕著となっていることから、地域の高齢者介護を支える担い手の確保や介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、介護サービスの提供体制の最適化を図る取組なども重要となっています。

このような状況を踏まえて、本市における高齢者施策を進めるため、浜田地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画と整合性を図りつつ、取組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取組むことで、高齢者を地域で支えるための体制づくりを進めていくとともに、介護保険事業の安定的な運営を図りながら、高齢者の自立支援や重度化防止等のこれまでの取組を一層推進することを目指し、「浜田市高齢者福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

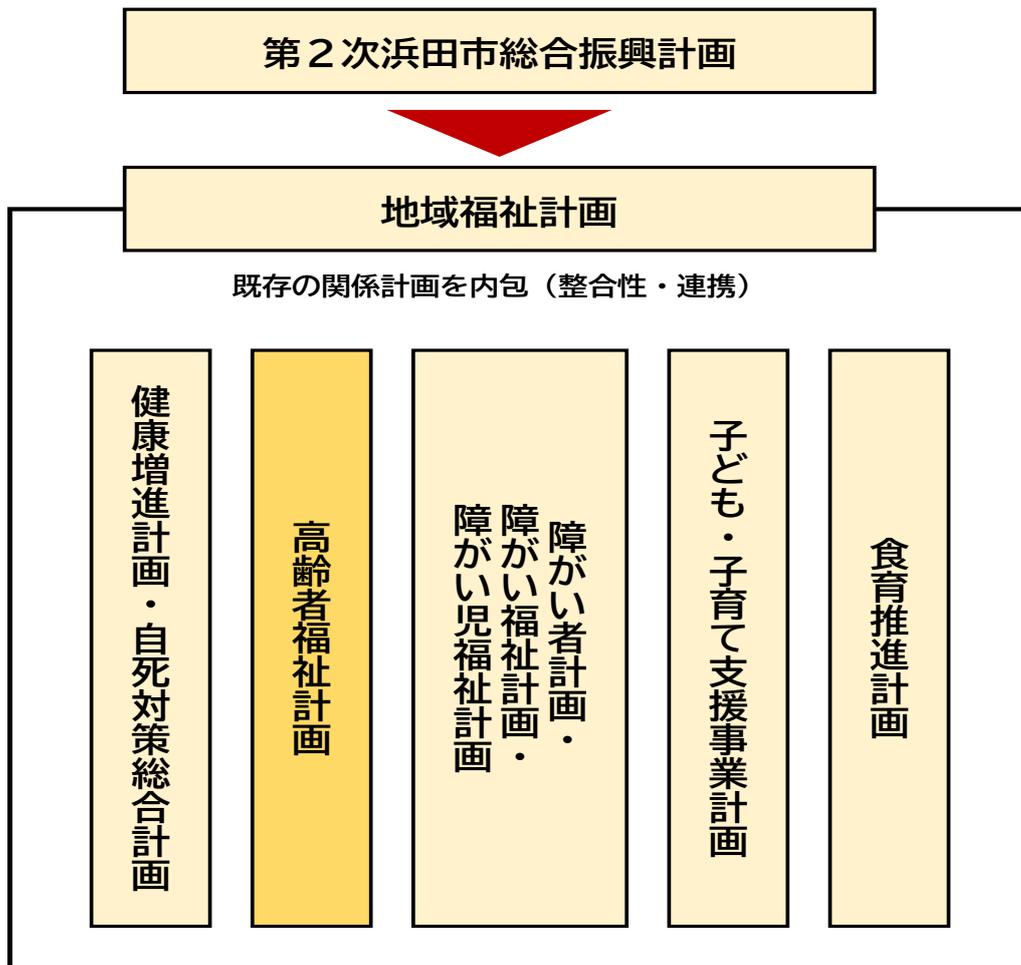
第2節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく計画とし、同法同条に基づき、浜田地区広域行政組合が策定する「介護保険事業計画」と一体のものとして整合を図りながら、本計画の基本理念である「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」の実現を目指します。

2. 関連計画との関係

「第2次浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市地域福祉計画」を上位計画とし、「浜田市健康増進計画」「浜田市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画との整合を図りながら、浜田市高齢者憲章(平成 20 年3月 21 日制定)の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

【計画の期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前計画			浜田市高齢者福祉計画 (本計画)			次計画		
		見直し			見直し			

第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「浜田市保健医療福祉協議会・浜田市高齢者専門部会」をはじめ、広く住民から目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行いました。また、浜田地区広域行政組合にて実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の結果や寄せられた幅広い意見や高齢者の実態なども参考に、検討・協議を行いました。

第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移

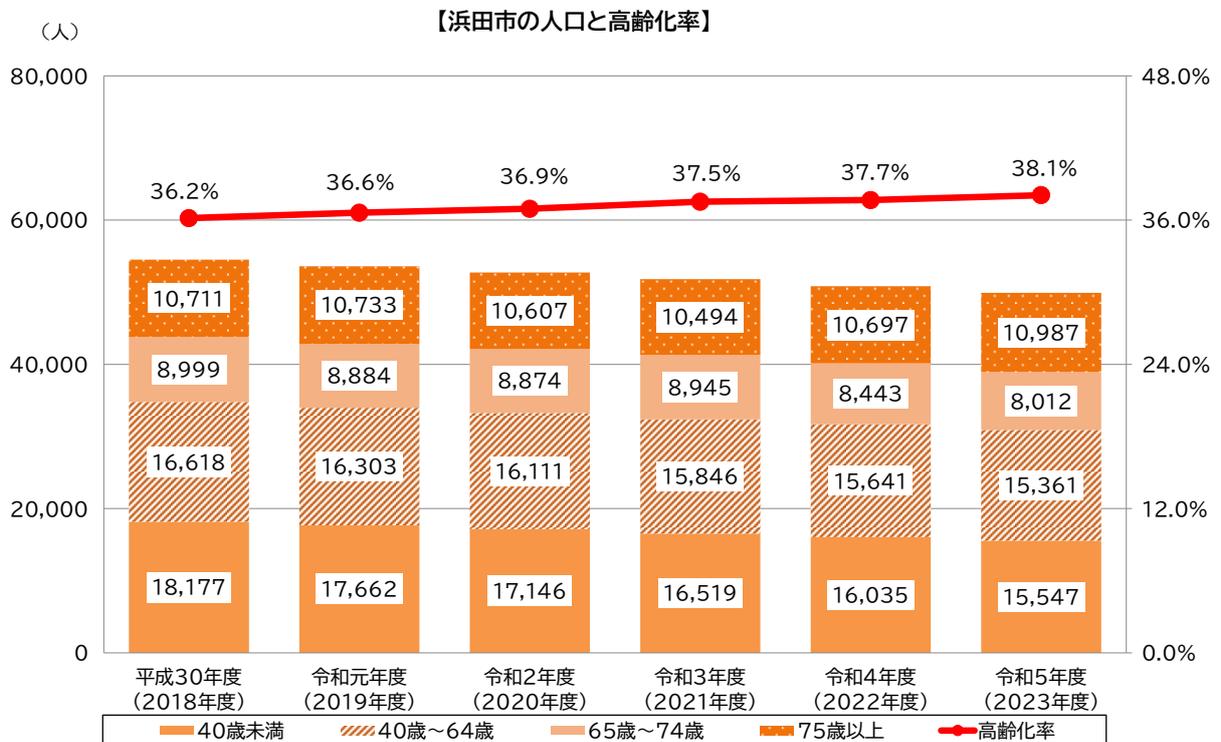
第1節 高齢者の現状と推移

1. 人口推移

総人口は、平成30年(2018年)度の54,505人から4,598人減少し、令和5年(2023年)9月末現在で49,907人となっています。高齢化率は1.9%上昇し、38.1%となっています。

(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総人口	54,505	53,582	52,738	51,804	50,816	49,907
40歳未満	18,177	17,662	17,146	16,519	16,035	15,547
40歳～64歳	16,618	16,303	16,111	15,846	15,641	15,361
65歳～74歳	8,999	8,884	8,874	8,945	8,443	8,012
75歳以上	10,711	10,733	10,607	10,494	10,697	10,987
高齢化率	36.2%	36.6%	36.9%	37.5%	37.7%	38.1%

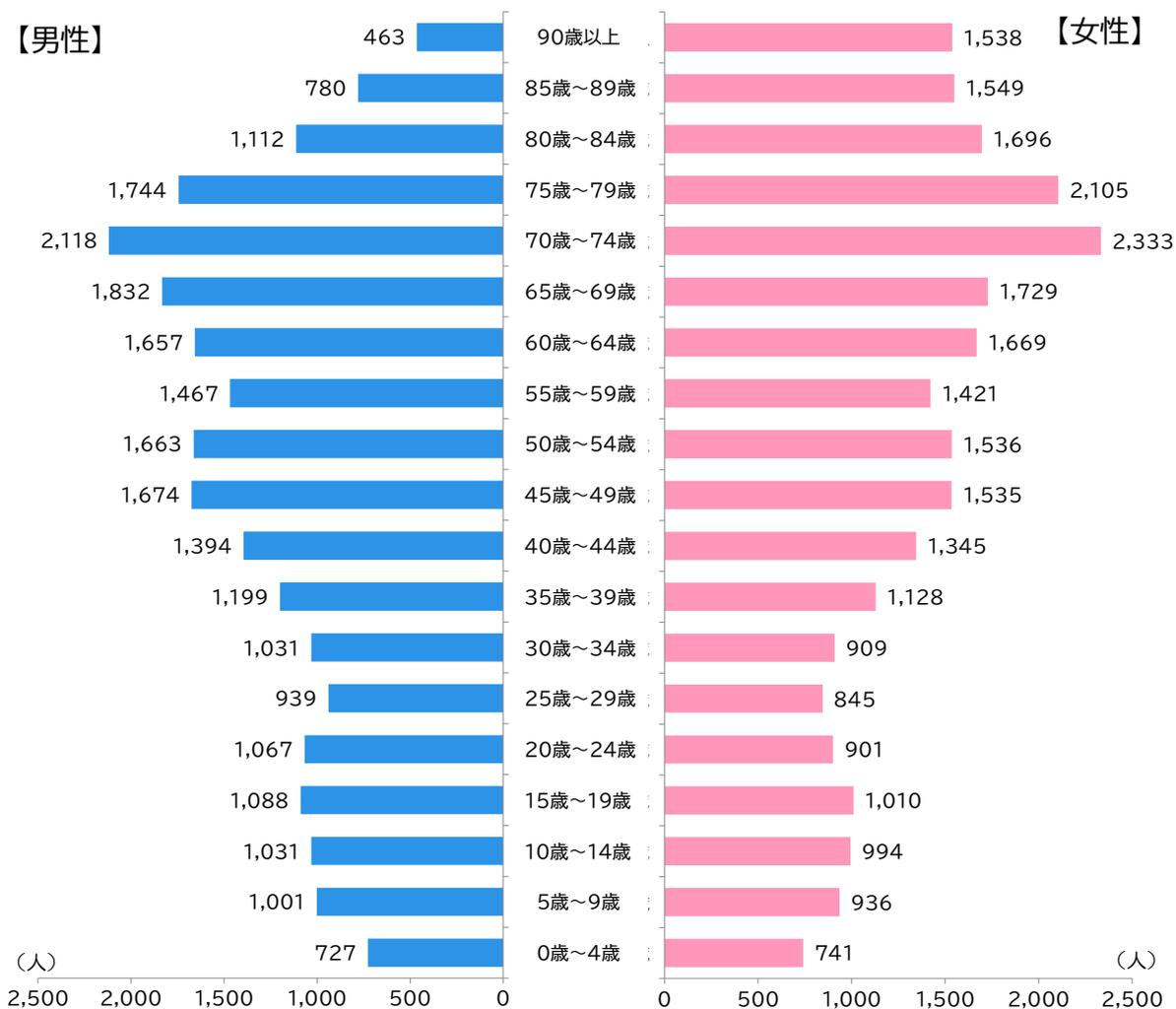


出典:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2. 人口構成

【人口構成(2023年10月1日時点)】

総人口	男性	女性
49,907人	23,987人 (48.1%)	25,920人 (51.9%)



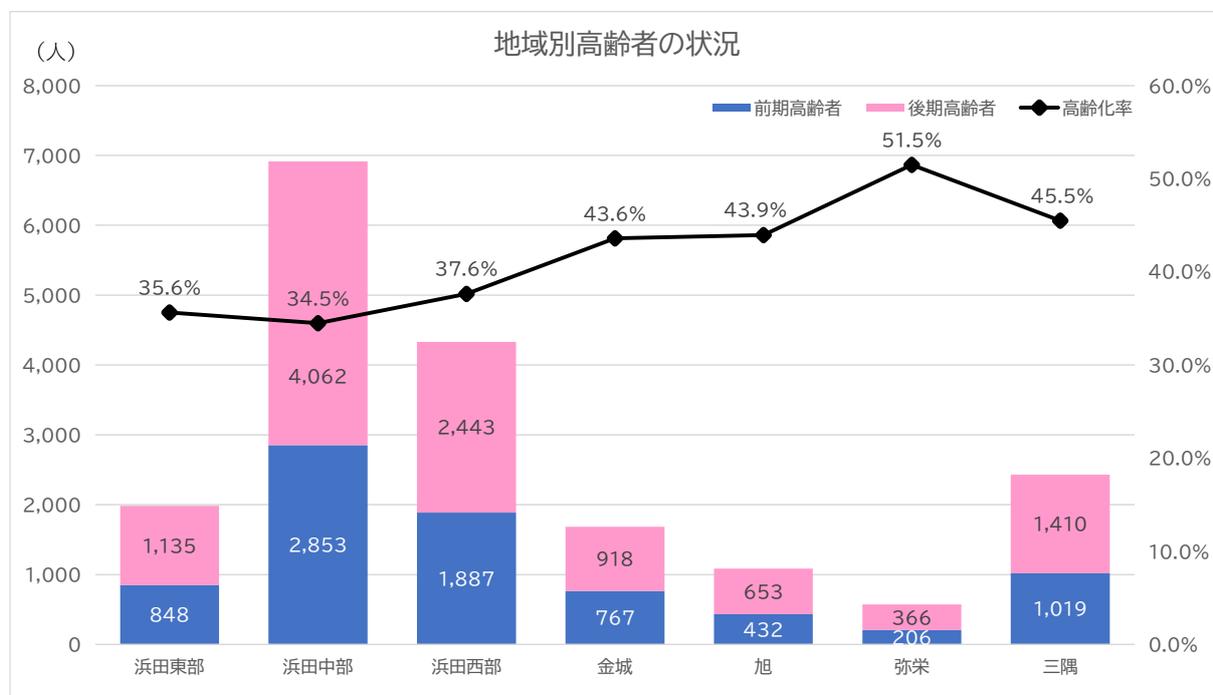
【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	49,907	5,430	25,478	18,999
構成比	100.0%	10.9%	51.1%	38.1%

出典:住民基本台帳((令和5年10月1日))

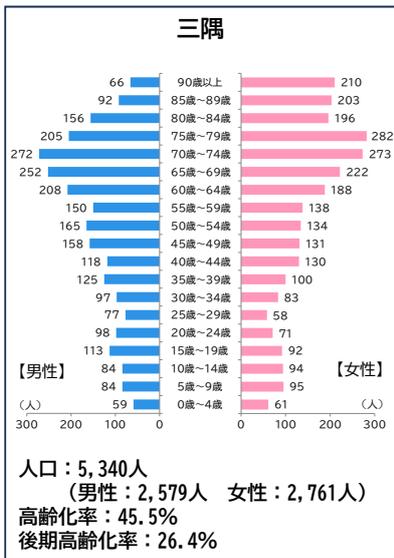
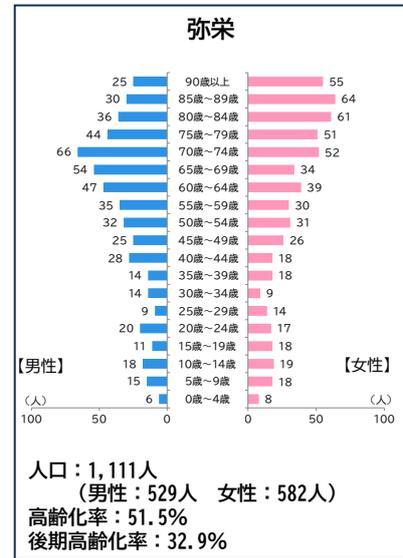
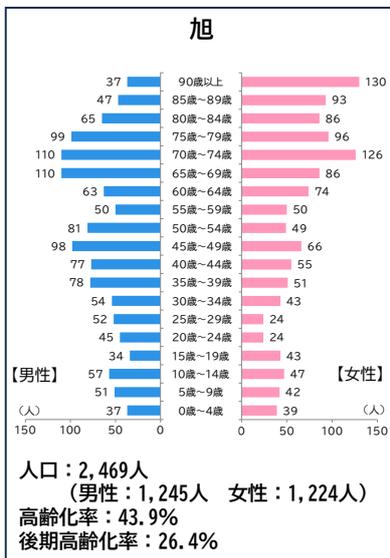
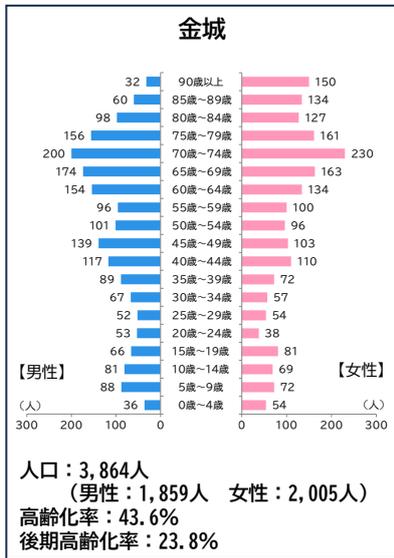
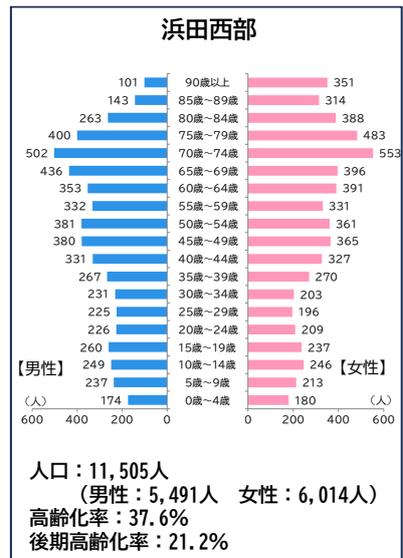
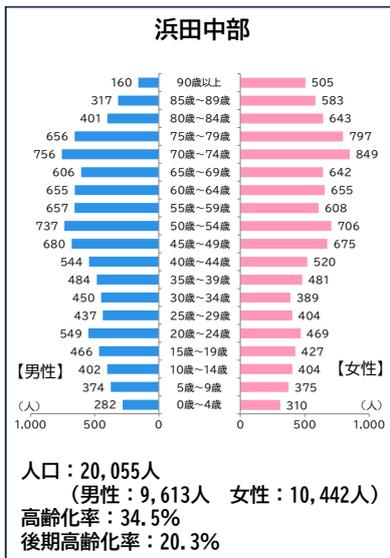
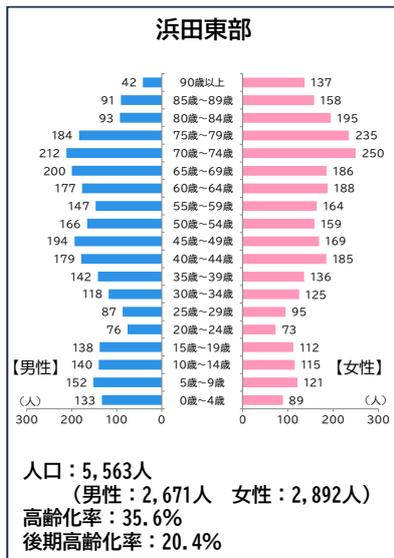
3. 地域別の高齢者の状況

地域別に高齢者数と高齢化率をみると、地域によって大きな差がみられます。金城、旭、三隅の各地域では高齢化率が40%を超え、弥栄では50%を超えています。



出典:住民基本台帳人口(令和5年10月1日)

■各地域の人口構造(令和5年10月1日)



出典：住民基本台帳人口(令和5年10月1日)

4. 高齢者の世帯の現状

65歳以上の高齢者のいる世帯は減少傾向で推移していますが、後期高齢者の親族がいる世帯は増加傾向にあります。

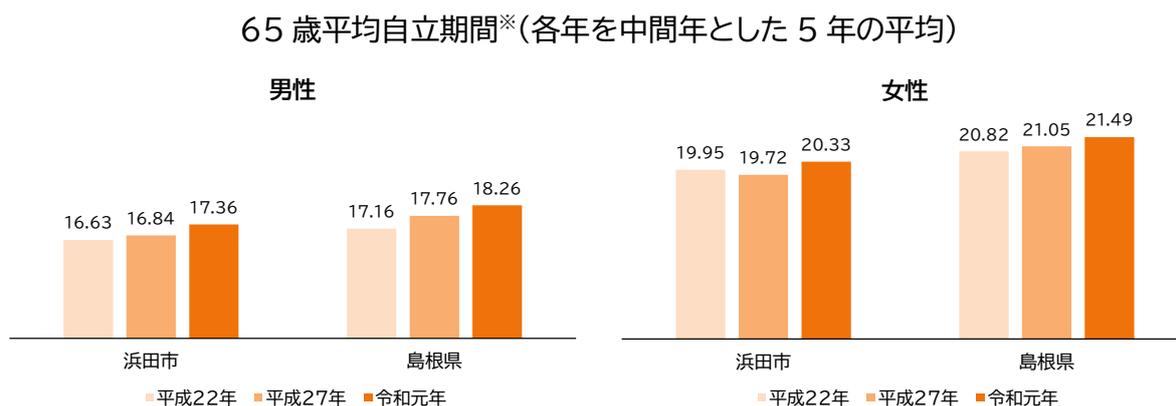
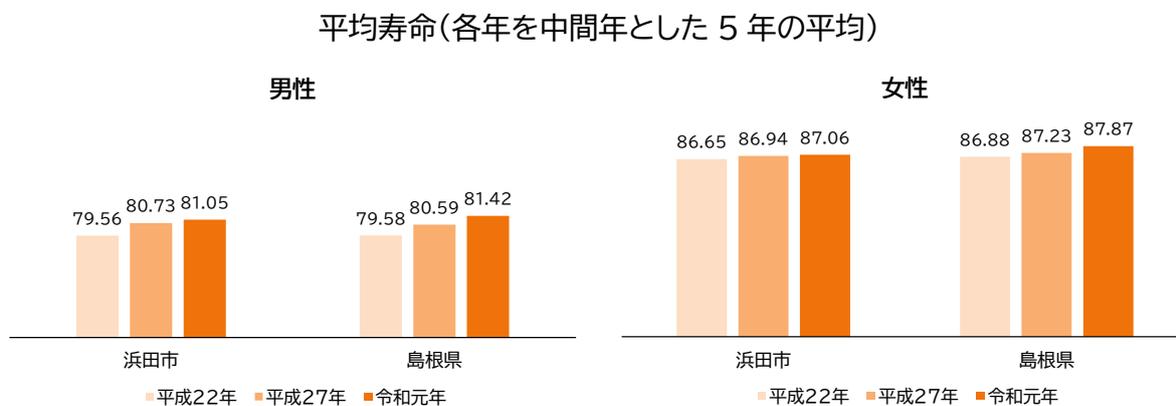
(単位:人)

		実績値					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
浜田市	65歳以上の高齢者がいる世帯	14,064	13,982	13,882	13,896	13,718	13,636
	高齢者夫婦世帯	3,960	4,008	4,031	4,015	3,995	3,984
	高齢者同居世帯	3,918	3,746	3,571	3,530	3,390	3,274
	高齢者単身世帯	6,186	6,228	6,280	6,351	6,333	6,378
	(再掲)後期高齢者がいる世帯	8,696	8,714	8,612	8,529	8,632	8,801

出典:住民基本台帳人口(各年10月1日)

5. 高齢者の健康状態

浜田市の平均寿命は男女とも延伸しており、65歳の平均自立期間は、平成27年の女性が一時的に短くなったものの、平均寿命同様、男女とも延伸しています。



平均自立期間の算出にあたっては、表示年度を中心とする5年分の死亡データ(「人口動態統計」厚生労働省官房統計情報部)と要介護者割合(島根県国民健康保険団体連合会)を用いています。介護度は要介護2~5を使用しています。

出典: 島根県健康指標データベースシステム

※平均自立期間とは

要介護状態でない余命を示す指標であり、要介護者率を生命表に結合することによって算出されます。この概念は、「健康寿命」「活動的平均余命」等と呼ばれるものと基本的に同一の概念です。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことです。

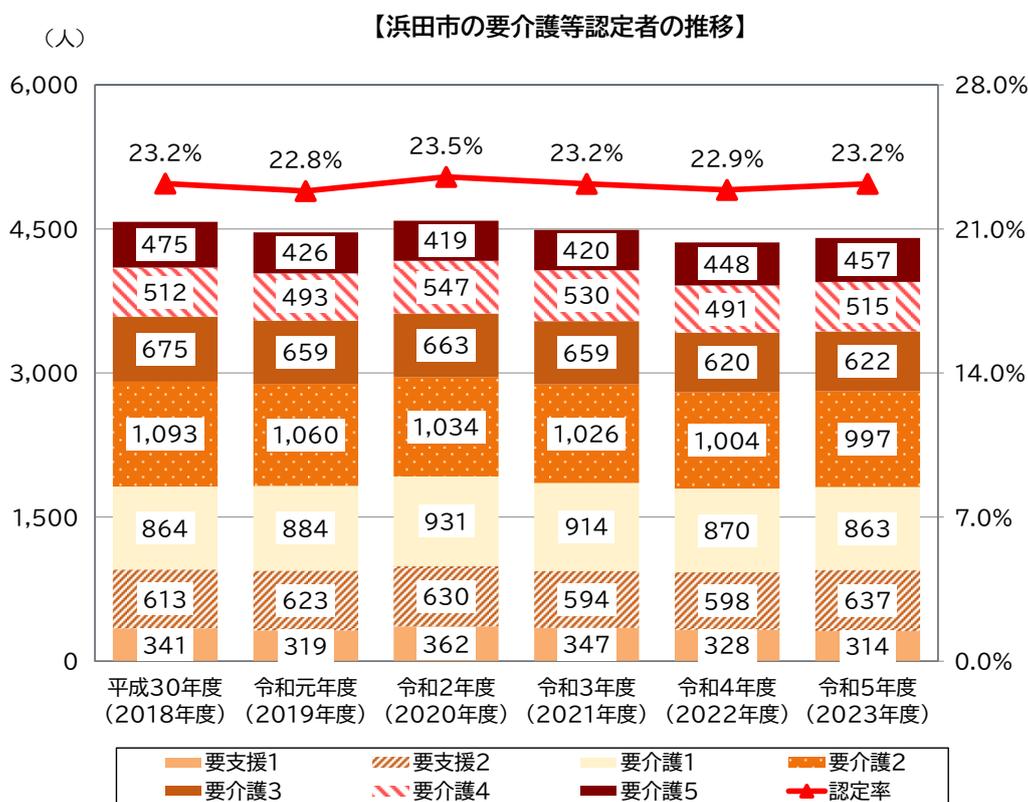
6. 要支援・要介護認定者の現状

浜田市の要介護等認定者数は、平成30年(2018年度)の4,573人から168人減少し、令和5年(2023年)10月現在で4,405人となっています。認定率は、概ね23%前後で推移しており、令和5年(2023年)10月現在で23.2%となっています。

(単位:人)

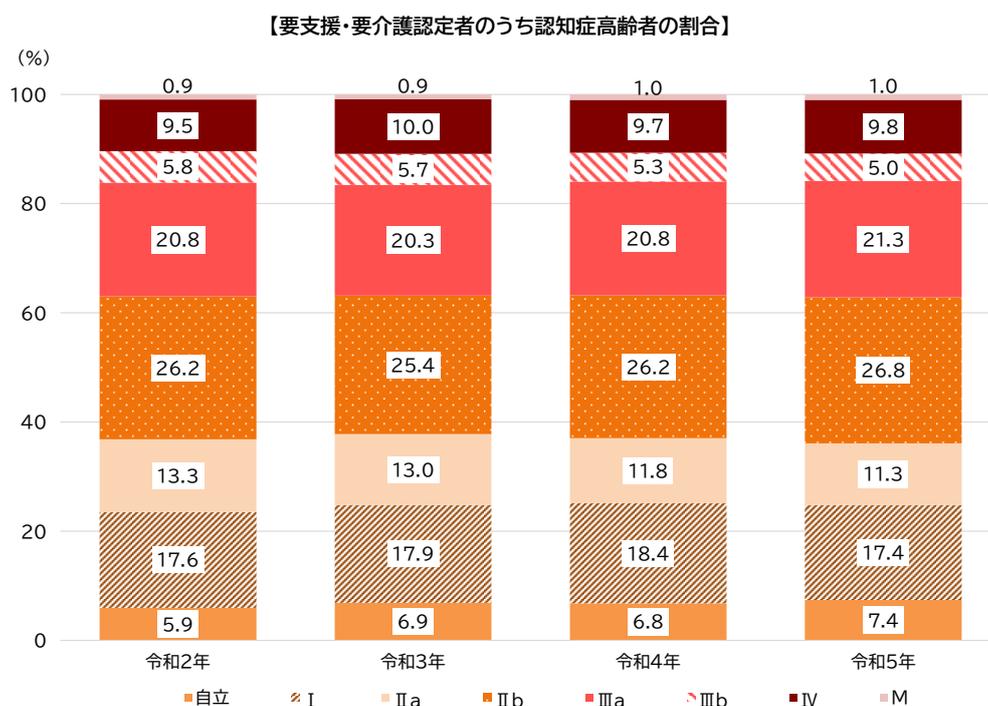
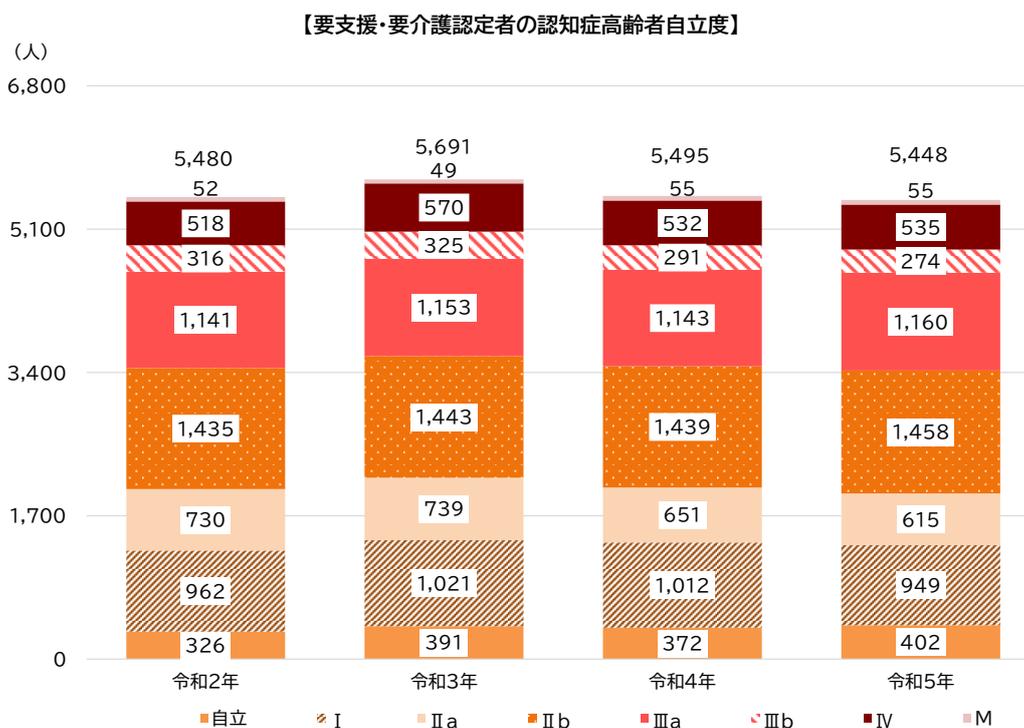
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	341	319	362	347	328	314
要支援2	613	623	630	594	598	637
要介護1	864	884	931	914	870	863
要介護2	1,093	1,060	1,034	1,026	1,004	997
要介護3	675	659	663	659	620	622
要介護4	512	493	547	530	491	515
要介護5	475	426	419	420	448	457
合計	4,573	4,464	4,586	4,490	4,359	4,405
認定率	23.2%	22.8%	23.5%	23.2%	22.9%	23.2%

出典:介護保険事業状況報告各年3月、令和5年度は10月



7. 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者自立度がⅡa以上の人は、令和3年をピークに減少傾向となっているものの、認知症高齢者自立度がⅡa以上の割合は74.8%から76.5%の間で増減を繰り返しており、令和5年は75.2%となっています。



出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」各年10月時点

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度

	判断基準	みられる症状・行動の例
自立	認知症の症状はみられない。	
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第2節 高齢者の将来の見込み

1. 人口の将来推計

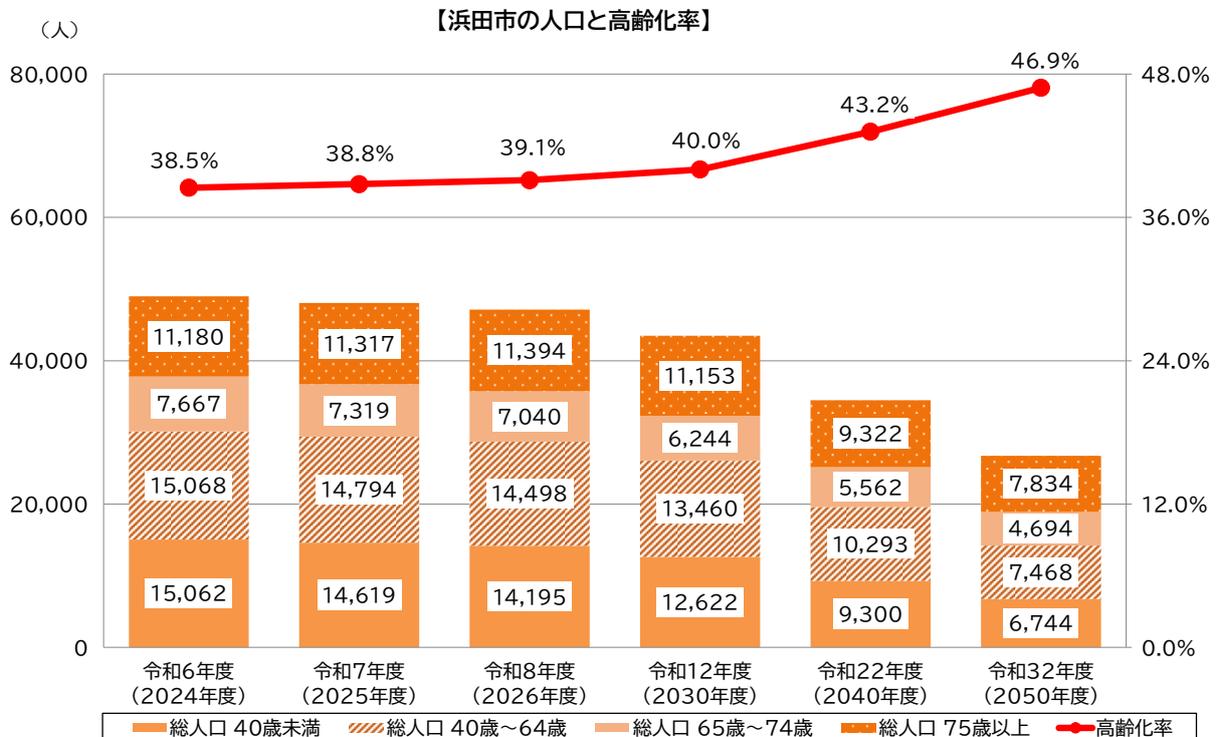
今後の人口の推移を把握するため、令和元年(2019)年～令和 5(2022)年の各10月1日時点(各住民基本台帳)の人口を基に、コーホート変化率法※を用いて推計を行いました。

推計結果では、令和12(2030)年度には高齢化率 40.0%を迎え、今後さらなる少子高齢化が予測されています。

(単位:人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口	48,977	48,049	47,127	43,479	34,477	26,740
40歳未満	15,062	14,619	14,195	12,622	9,300	6,744
40歳～64歳	15,068	14,794	14,498	13,460	10,293	7,468
65歳～74歳	7,667	7,319	7,040	6,244	5,562	4,694
75歳以上	11,180	11,317	11,394	11,153	9,322	7,834
高齢化率	38.5%	38.8%	39.1%	40.0%	43.2%	46.9%

出典:コーホート変化率法による推計値



※コーホート・・・同年に出生した集団のことをいいます。

※コーホート変化率法・・・各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

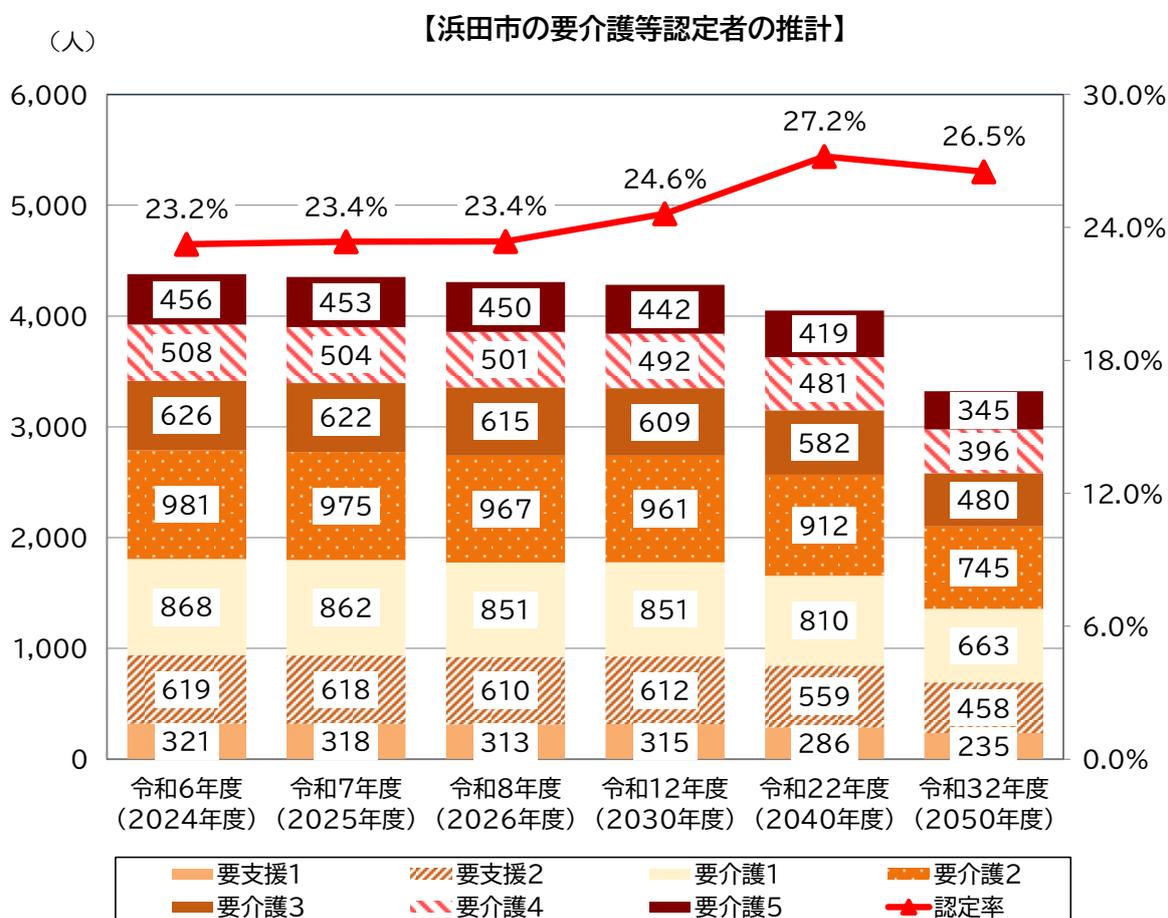
2. 要介護等認定者の将来推計

浜田市における要支援・要介護認定者の推計結果※をみると、本計画期間は、減少で推移することが見込まれています。

(単位:人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要支援1	321	318	313	315	286	235
要支援2	619	618	610	612	559	458
要介護1	868	862	851	851	810	663
要介護2	981	975	967	961	912	745
要介護3	626	622	615	609	582	480
要介護4	508	504	501	492	481	396
要介護5	456	453	450	442	419	345
合計	4,379	4,352	4,307	4,282	4,049	3,322
認定率	23.2%	23.4%	23.4%	24.6%	27.2%	26.5%

※見える化システムによる推計値を基に令和5年10月実績値にて按分(第2号被保険者を除く)



第3節 アンケート調査結果(抜粋)

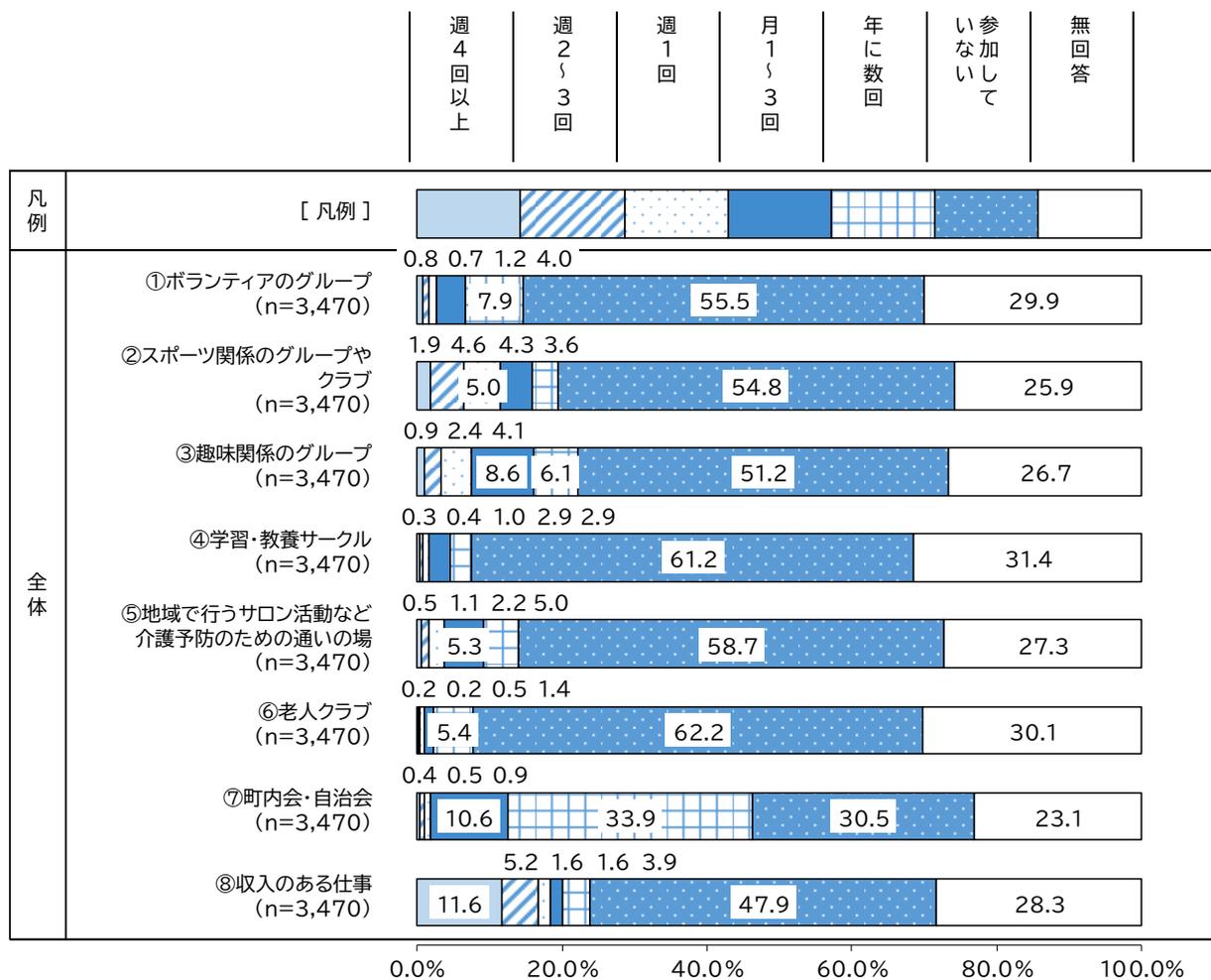
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

(1)地域活動への参加状況

地域活動への参加状況について、週1回以上参加しているものは「⑧収入のある仕事」が18.4%で最も多く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」11.5%、「③趣味関係のグループ」7.4%となっています。

一方、「参加していない」は、「⑦町内会・自治会」を除き、約半数が参加していない状況となっています。

【会・グループ等への参加頻度】

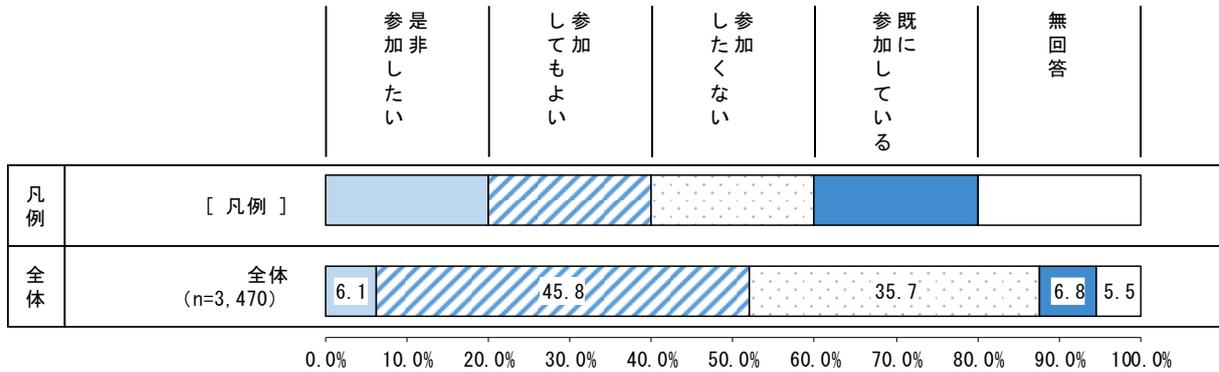


出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(2)地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動に対する参加者としての参加意向をみると、「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせた“参加意向がある方”は全体で 51.9%となっています。

【地域づくり活動に対する参加者としての参加意向】

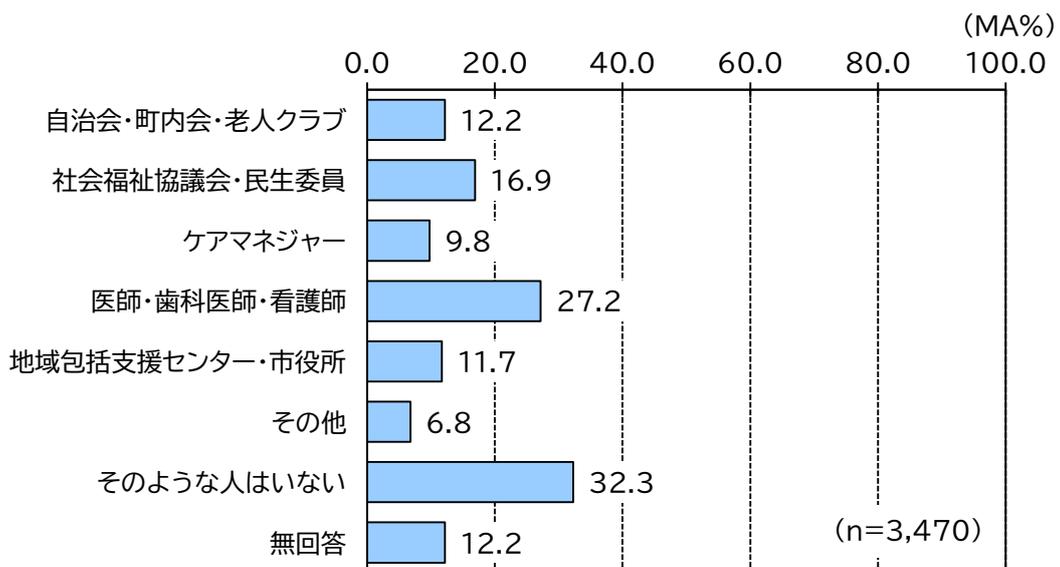


出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3)家族や友人・知人以外の相談相手

何かあった時の家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 27.2%で最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」16.9%、「自治会・町内会・老人クラブ」12.2%となっている一方、“相談する人がいない”と回答された方は 3 割程度いる状態となっています。

【何かあったときの相談相手】



出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

第3章 計画の基本構想

第1節 計画の基本理念

老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の負担を軽減、改善していくためには、国・県・市が連携した高齢者施策の推進はもちろんのこと、高齢者が地域で自立した生活ができる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった包括的な支援体制を構築していくことが必要です。高齢者がこれからも住みなれた地域で自分らしい生活を送るために、行政をはじめ、市民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携し支え合う地域社会を実現するため、前計画の基本理念を引き継ぎながらその実現を目指します。

基本理念
住みなれたまちで、健康でいきいきと 安心して暮らし続ける

第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような6つの基本目標を定め、様々な施策を展開していきます。

基本目標
1 地域共生社会と地域包括ケアの実現
2 地域活動と連携した介護予防事業の推進
3 認知症支援施策の充実
4 生涯現役のまちづくり
5 介護人材の確保と質の向上

第3節 施策体系

基本目標

1 地域共生社会と地域包括ケアの実現

- (1) 総合的な相談体制の充実
- (2) 地域包括ケア体制の強化
- (3) 地域における連携体制の強化
- (4) 生活支援サービスの充実

基本目標

2 地域活動と連携した介護予防事業の推進

- (1) 健康長寿社会の実現
- (2) 介護予防の推進
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

基本目標

3 認知症支援施策の充実

- (1) 認知症に対する正しい理解の普及
- (2) 認知症になっても暮らしやすい地域づくり
- (3) 認知症高齢者等の支援体制の充実
- (4) 地域における高齢者の権利擁護

基本目標

4 生涯現役のまちづくり

- (1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進
- (2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

基本目標

5 介護人材の確保と質の向上

- (1) 介護人材確保の推進
- (2) 介護人材育成の推進

第4章 具体的な取り組み

第1節 地域共生社会と地域包括ケア実現

1. 総合的な相談体制の充実

(1) 重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、市全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

【現状と課題】

令和4年4月から地域包括支援センター(名称:高齢者相談支援センター)の運營業務を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会へ委託することで総合相談体制の拡充を図ったことで、地域や関係機関が相談しやすい環境づくりに繋がっています。

また、様々な媒体を利用したの情報提供を行っていますが、相談者が行政と高齢者相談支援センターのどちらに相談すればよいか等の問い合わせもあったことから、役割の違い等について周知徹底する必要があります。

【今後の方向性】

地域包括支援センターについては、引き続き外部委託で運営を行っていく方針であり、受託者と連携しながら総合相談体制の充実に努めます。

また、それぞれの役割を明確にすることや相談しやすい環境づくりに努めるとともに、様々な媒体を使って情報を提供していきます。

分野を問わない相談支援体制については、庁内連携を含めた総合窓口の体制整備が求められます。

【評価指標】

地域包括支援センター運営協議会において評価指標を設定し、評価を行っていきます。

2. 地域包括ケア体制の強化

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現するための取り組みを推進しています。

本市においても、地域包括支援センターを中心として、介護予防や医療介護連携、認知症支援等、各種の取り組みの充実を図ってきました。また、令和5年には「浜田市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の理念のもと、分野横断的な取り組みを進めています。こうした取り組みのさらなる充実を図り、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境づくりと、そのための支援体制の強化に取り組めます。

【現状と課題】

単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多く、在宅生活への不安感が高まっていることや家族介護力の低下等により、在宅生活を送りながら医療や介護サービスの提供を受けるといったライフスタイルの選択が難しくなっている現状があります。

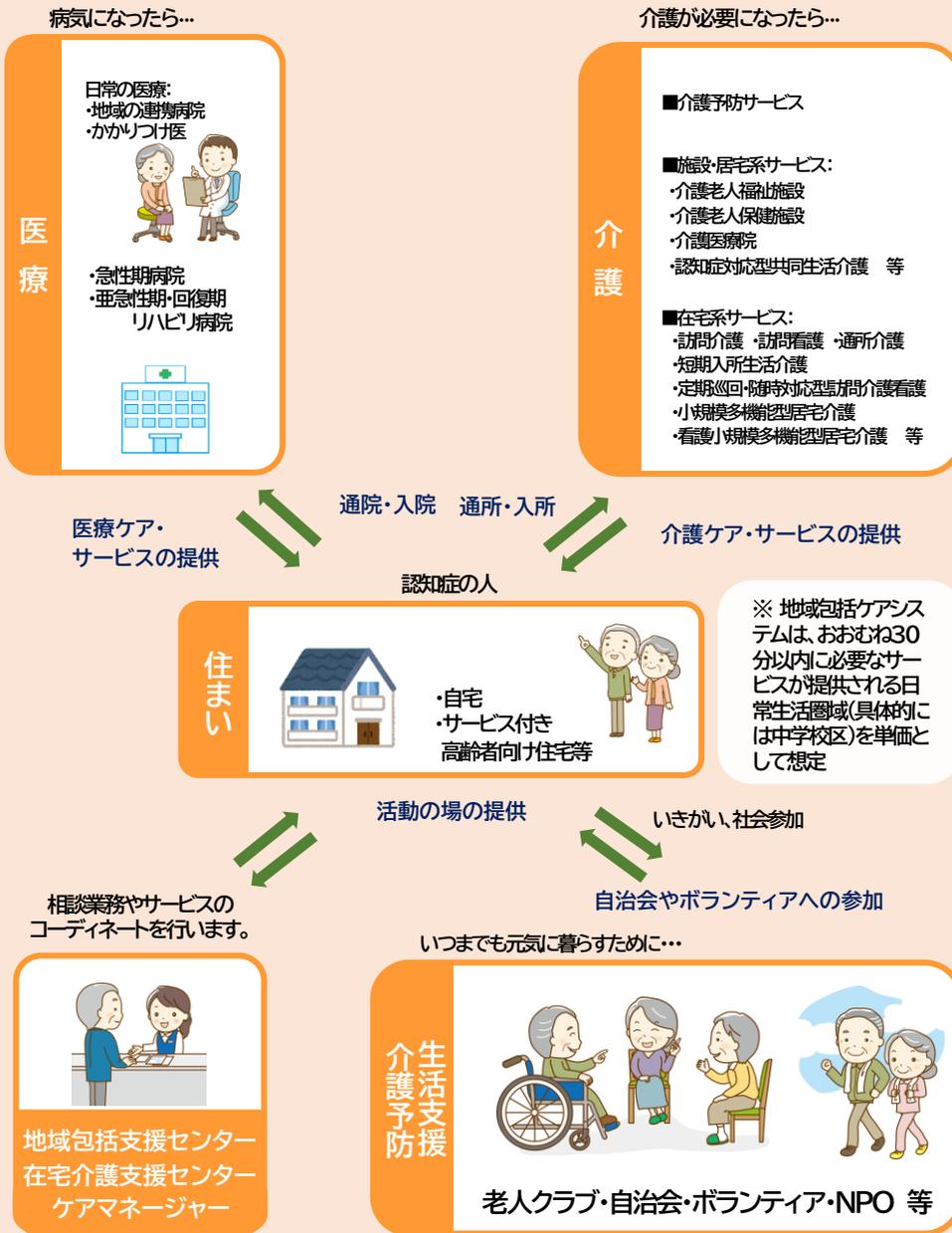
また、サービス提供主体となる社会資源が減少していることもあり、今後は過疎地域における浜田市独自の地域包括ケアシステムの在り方を模索する必要があります。

【今後の方向性】

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などのサービスが一体的に提供される仕組みづくりを進めていきます。また、将来の変化に備え、本人を主体として、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング※(ACP)を多職種と連携しながら取り組んでいきます。

※アドバンス・ケア・プランニング(ACP):将来の医療・ケアについて本人の意思を尊重した意思決定の実現を支援する取組で「人生会議」とも呼ばれています。

地域包括ケアシステムイメージ



3. 地域における連携体制の強化

(1) 在宅医療・介護連携の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うとともに、「地域包括支援センター」の相談機能体制強化に取り組んでいます。

【現状と課題】

医療介護連携推進事業として、多職種連携による勉強会や地域包括ケア推進連絡会を開催し、関係者間のネットワークづくりを進めています。アドバンス・ケア・プランニング(ACP)への取り組みを進めるため、住民理解が得られるよう普及啓発を行う必要があります。

【今後の方向性】

多職種連携による勉強会や地域包括ケア推進連絡会を開催し、関係者間のネットワークづくりに取り組むことや個別ケア会議等を通じて家族や本人がアドバンス・ケア・プランニング(ACP)への理解が深まる仕組みづくりに努めます。

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療介護の複合的なサービス提供体制を目指し、サービスを効果的、かつ柔軟に行うための関係機関との情報共有が必要です。そのための連携サマリー※、入退院マニュアル等の情報の標準化を行っていきます。

※連携サマリー:入院時に在宅での情報を介護支援専門員から病院へ退院の見込み時に退院前カンファレンス等を視野に入れて病院から介護支援専門員へ情報提供をするためのシートです。

(2)生活支援体制の整備

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の促進を一体的に図ることを目的として「生活支援コーディネーター※」を配置、そして、「協議体」を設置し、高齢者の生活を支える地域づくりを進めています。

【現状と課題】

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に業務委託し取り組んできましたが、令和5年度からは市が事業主体となり実施しています。

		令和4年度	令和5年度
生活支援 コーディネーター の配置	内容	まち歩きや集いの場を活用した住民ニーズ等の情報収集、地域課題の把握、住民ニーズと生活支援等サービスの結合、地域の担い手養成のための研修会の開催、ネットワークの構築等。	把握した住民ニーズや地域課題、発掘した資源等の整理、資料冊子の作成、地域への情報提供及び共有（お役立ち情報誌の配布）、課題解決や地域ニーズに取り組むまちづくり活動団体等とサービス提供主体とのマッチング。
協議体の運営	内容	生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「定期的な情報の共有・連携強化の場」として、市全体、日常生活圏域で開催。	生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「問題提起等を通じて目指す地域の姿や方針の共有の場」として、市全体で開催。

課題としては、生活支援等サービス提供者となる高齢者の生活を支えるツールや、社会資源の開発は、本事業の取り組みだけでは難しく、市の関係部署や地域振興関係団体との連携が必要不可欠です。

【今後の方向性】

高齢者の生活を支える地域づくりを進めるため、生活支援コーディネーターが中心となり、課題解決や地域ニーズに取り組むまちづくり活動団体等とサービス提供主体とのマッチングを行っていきます。

また、関係機関等と連携しながら多様な生活支援サービスの創出・充実に努めます。

※生活支援コーディネーター：地域の高齢者が日常生活を過ごすうえでの課題やニーズに沿って、自立した生活が送れるよう支援する役割を担っています。

4. 生活支援サービスの充実

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じたさまざまな相談を受けて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う事業です。

【現状と課題】

地域包括支援センター、サブセンターを中心に地域におけるネットワークの構築を図り、関係機関との連携強化に努めるとともに、本人や家族が必要な支援を把握し、適切なサービス提供のための総合的かつ多面的な相談支援を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、地域におけるネットワークの構築や関係機関との連携強化に努め、本人や家族が必要な支援を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなぐ相談支援を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護専門支援員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護専門支援員に対する支援等を行う事業です。

【現状と課題】

多職種が集い事例検討等を行いながら、高齢者に対する自立支援の充実と地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行っています。

具体的な取り組みとして、

- 個別事例に対する地域ケア会議の開催
- 困難事例等への同行訪問や助言等の支援
- 在宅医療・介護連携推進事業(多職種連携による勉強会、地域包括ケア推進連絡会)

令和4年4月から地域包括支援センター運営業務を外部委託したことに伴い、同支援事業についても委託先において実施するため、当面の間、市が携わりノウハウ等の教授を行う必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、委託先事業者と連携し研修会の開催や個別事例の地域ケア会議等の開催により、困難事例への支援を行います。

③. 地域ケア会議の推進

高齢になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようなまちづくり(地域包括ケアシステムの実現)に向けた手法の一つとして、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめることを目的とした会議です。

「個別ケア会議」を通して、個々の高齢者に対する支援の方向性とそれを支える社会基盤の整備を進めます。

【現状と課題】

定例や個別等、ケースに応じた地域ケア会議を開催しました。定例の地域ケア会議については、日常生活圏域毎で開催することとしています。地域課題については、生活支援体制整備事業における第1層協議体及び地域包括推進連絡会において協議し施策化に繋がります。

【今後の方向性】

定例の地域ケア会議は多職種や地域を含めた関係機関が集い、事例検討を行うことで情報共有しながらその解決策を探ります。地域課題の共有をし、多職種それぞれの役割分担と、地域で可能な解決策を見出し、施策化していく体制づくりを目指します。

(2)福祉サービスの充実

①家族介護支援事業

高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応するよう努め、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、在宅介護の継続が図れるよう、介護用品費用の支給や在宅慰労金の支給、介護者を対象とした介護方法等の技術習得に向けた教室開催、介護者同士の相互交流の機会を提供しています。

【現状と課題】

○家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図る事業です。

○在宅介護慰労事業

在宅で要介護認定者を介護している家族に対し、慰労金を支給することで高齢者の在宅介護を支援する事業です。

○家族介護者交流事業

高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、介護の方法や予防、介護者自身の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室の開催や、介護者相互の交流会を通じて、心身のリフレッシュを図るための事業です。

いずれの事業も家族介護者への支援策ですが、経済的や精神的な支援のほか多様な支援が求められています。

【今後の方向性】

家族介護への支援を継続して行っていきます。
また、経済的、精神的な支援のほか、多様なニーズに対応できるよう支援していきます。

②地域自立支援事業

高齢者のみの世帯等に安否確認に併せて、昼食の配食サービス事業(委託)を行っています。

また、対象となる公営住宅(県営・市営)の一部の入居者に対し、生活援助員[※]による生活相談等や機器を使つての緊急時の支援を行うことで、高齢者が安心して快適な生活を営むことができるようシルバーハウジング生活援助員[※]派遣事業(委託)に取り組んでいます。

【現状と課題】

●いきいき配食サービス事業

利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の要望等の情報を収集・分析し、アセスメントを行ったうえで配食サービス事業に取り組んでいます。

資源が不足しがちな中山間地域等に対し、安定したサービスが行き渡るよう事業の見直しについて検討が必要となっています。

●シルバーハウジング生活援助員派遣事業

定期的な訪問による安否確認のほか、生活指導や相談業務、場合によっては緊急時の対応を行っています。本事業は公営住宅の中でも対象住宅(緊急通報装置を設置している部屋)に居住する高齢者を対象としています。機器の設置や入居者の申込基準等については、都市建設部局が行い、また、生活援助員派遣事業は健康福祉部局が担っています。

対象住宅に住む高齢者の中には、生活援助員との関わりを好まず、健康状態や安否の把握が難しい入居者もおられます。

【今後の方向性】

栄養の確保が困難かつ見守りが必要な高齢者等に対して、配食サービスを提供することで健康維持と見守り体制の強化を図ると共に、中山間地域等に対する配食サービス実施に向けた事業の見直し、検討を継続します。シルバーハウジングの全ての入居者に対して、事業の理解を求めるとともに生活指導・相談等を通じて良好な関係性を築きながら必要な支援を行っていきます。

※生活援助員:入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活相談や安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供する役割を担っています。

③緊急通報体制整備事業

高齢者や障がい者が自宅等で不安のない生活を送れるよう、専用の緊急通報装置を貸出すことで緊急時に適切な通報手段を確保するサービスです。

【現状と課題】

緊急通報装置を設置することで 24 時間対応の相談センターと繋がり、定期的な安否確認や相談、緊急時の対応を行っています。

緊急通報装置と固定電話(有線)を繋ぐことで利用が可能となりますが、固定電話を廃止する家庭も増えています。

【今後の方向性】

現在行っているサービスを継続し、安心した在宅生活を送れるようサポートしていきます。また、携帯電話や他の媒体を使ったサービスの在り方を検討していきます。

第2節 地域活動と連動した介護予防事業の推進

1. 健康長寿社会の実現

(1)総合的な健康づくり事業の推進

健康寿命(65歳以上の平均自立期間)の延伸を図るため、介護予防の推進及び、要介護認定の原因リスクの軽減と機能低下の予防を図り、高齢者が生きがいや幸せを実感できるよう運動や社会参加活動など総合的な健康づくりに向けて取り組んでいます。

また、市民の自主的かつ積極的な健康づくりに取り組むきっかけとして、はまだ健康チャレンジ事業を通し、ウォーキングなど生涯を通じた健康づくり活動を推進すると共に、「がん対策の推進」、「脳卒中・心臓病・糖尿病の発症予防と重症化予防の推進」を図っています。

【現状と課題】

平均寿命は、男性 81.05 歳、女性 87.06 歳と伸びています。健康寿命(65歳以上の平均自立期間)も、男性・女性ともにのびているものの、県平均とは、依然として約1歳の差があります。死亡原因は①がん、②心臓病、③脳血管疾患となっており、特定健診等の結果からも循環器疾患、骨・運動器疾患が多く、生活習慣が影響しています。要介護認定率は23.0%前後とほぼ横ばいですが、要介護認定新規申請時の原因疾患は、認知症、がん、関節疾患、脳血管疾患が多い状況となっています。

			令和3年度	令和4年度
65歳の平均自立期間(健康寿命)の延伸	男性	目標	17.46年以上	
		実績	17.33年	17.36年
	女性	目標	20.92年以上	
		実績	20.19年	20.33年

【今後の方向性】

健康寿命(65歳以上の平均自立期間)の延伸を図るため、介護予防の推進及び高齢者が生きがいや幸せを実感できるよう、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組支援を行っていきます。

また、生涯を通じた健康づくりによる生活習慣病の発症予防、生活習慣改善による重症化予防、フレイル予防に重点をおいた介護予防の推進の取組を行います。

			令和9年度
65歳の平均自立期間(健康寿命)の延伸	男性	目標	18.00年以上
	女性	目標	21.25年以上

※目標値：第4次浜田市健康増進計画・第2次浜田市自死対策総合計画より抜粋

※実績値：県健康指標データベースシステム(表示年度を中間年とした5年平均)

2. 介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービスの充実

ホームヘルパー等による介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービス(訪問型サービス A)を提供しています。

※訪問型サービス A は、基準緩和により提供されることになった訪問型サービスで、主に訪問介護員が生活援助として、日常生活に対する援助を行うサービスです。

【現状と課題】

自立支援に向けた有償ボランティア等の公的外サービス利用についての検討が必要です。

【今後の方向性】

自立支援に向けての訪問型サービスとインフォーマルサービス※のマッチング、体制づくりを進めていきます。

※インフォーマルサービス:地域社会、NPOなどが行う援助活動で公的なサービス以外のものを指します。

② 通所型サービスの充実

デイサービスセンター等において、介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービス(通所型サービス A)を提供しています。

※通所型サービス A とは、主に雇用労働者やボランティアが事業所内でミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行うサービスです。

【現状と課題】

利用実績が従来型サービスに偏っているため、併せて緩和型サービス充実していく必要があります。そのためのサービスの受け皿の確保や利用対象者へ繋げる仕組みづくりが必要です。

【今後の方向性】

介護予防・重度化防止を推進するため、緩和型通所サービスの強化として「複合プログラム実施加算※」「維持・改善評価加算※」を創設し、将来的な給付費抑制に繋がります。

また、短期集中的な機能訓練の実施、リハビリをしたい意向がある人への通所型サービス C について検討します。

※複合プログラム実施加算:利用者の運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を目的としたプログラムを複合的に実施した場合の加算

※維持・改善評価加算:評価対象期間における利用者の状態の維持、改善の割合が一定以上となる等の基準に適合していると審査された事業所が算定できる加算

③介護予防ケアマネジメントの充実

要支援状態の改善や要介護状態となることを予防するため、総合事業やその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメントを行い、心身の自立性向上を見込めるマネジメントを実施しています。

【現状と課題】

地域包括支援センターと連携しながら、訪問型、通所型、生活支援サービスだけでなく、多様なサービスを組み合わせながらケアマネジメントを実施しています。生活圏域におけるインフォーマルサービスも含めたケアマネジメントが必要です。

【今後の方向性】

対象者の生活機能の維持及び悪化の予防に努めるとともに、インフォーマルサービス等も含めた総合的な支援を引き続き行います。

(2)一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

基本チェックリスト[※]や後期高齢者質問票(フレイル質問票)等を活用し、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

【現状と課題】

75歳・80歳・85歳の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストを送付し、返信結果をもとに生活機能低下のハイリスク者には、訪問や電話等による状況把握を実施し、サービス等の支援が必要な方等は地域包括支援センターにつなげています。また、サロン等の住民主体の通いの場で、後期高齢者質問票(フレイル質問票)の活用、体力測定・健康相談等結果からも、高齢者の健康状態の把握を行っています。把握した結果からは、認知・うつ、運動器機能低下の状況がみられます。

【今後の方向性】

基本チェックリスト、後期高齢者質問票(フレイル質問票)等の自己の気づきとなるツールを活用し、郵送法や通いの場での把握をすることで、地域の高齢者の健康状態の把握を行うとともに、生活機能低下者やフレイル(虚弱)状態の人、認知症が疑われる人の早期発見及び重症化予防のための支援につなげます。

※基本チェックリスト:65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身や生活機能の低下の有無をチェックするための25項目で構成される質問票です。(厚生労働省提示)

②介護予防普及啓発事業

介護予防出前講座の充実や百歳体操をはじめとした介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行い、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行うことで、主体的な介護予防への取り組みを促進しています。

【現状と課題】

住民主体のサロン、自治会のグループ、百歳体操をはじめとした運動に資するグループ等に対し、介護予防出前講座及び百歳体操をはじめとした介護予防体操の普及及び支援を行いました。コロナ禍の影響もあり、活動休止等されるグループもあったことで、外出の機会が減り、社会活動や心身面への影響が懸念されますが、令和4年からは、感染予防に留意し、活動を再開するグループもあり、今後、さらに通いの場の充実を図ることが重要です。

【今後の方向性】

あらゆる通いの場を活用し、介護予防出前講座、フレイル(虚弱)予防プログラムの充実による運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

百歳体操をはじめとした介護予防に資する体操などを行う住民主体のグループの育成支援を行います。

また、高齢者の食生活への正しい知識、調理方法等を食生活改善推進協議会と協力しながら、食生活改善の普及、啓発を図ります。

(単位:設置数)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防体操グループ 設置数	目標			55	60	65	70
	実績 (見込)	61	52				

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とした事業で、住民主体の自主活動の支援、高齢者サロンの運営支援、未設置地域への情報提供や新規立ち上げ支援を生活支援体制整備事業と連携して取り組んでいます。

食生活改善推進員等の介護予防に向けた取り組みをしている地域活動組織の育成・支援、自主的に介護予防体操等に取り組んでいるグループへも、体力面の評価をしながら継続支援を行っています。

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によると地域の活動等に参加を希望する人は約半数、ボランティア等への参加は2割程度となっています。地域のリーダーとして活躍してくれる人材は潜在的にあるとみられることから、リーダー育成や活動の創設などにつなげる支援が必要となっています。

【今後の方向性】

浜田市社会福祉協議会と連携しながら、高齢者サロンの運営にかかる相談・支援を行います。また、食生活改善推進員、サロンリーダー研修会等の実施により、介護予防に向けた取り組みをしている地域活動組織の育成・支援を通じて、身近な場で主体的に通いの場が実施されるように支援します。

自主的に介護予防体操等に取り組んでいるグループへの支援についても引き続き、継続して実施していきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場における指導、地域ケア会議・サービス担当者会議における相談・助言、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携した訪問等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

【現状と課題】

協力機関であるリハビリテーションカレッジ島根と連携しながら介護予防出前講座での講師、地域包括支援センターや居宅介護支援事業とのケース同行訪問による助言・指導、地域ケア会議における助言等に専門職の派遣を行っています。骨・運動器疾患の訴えや、転倒リスクの高い方の割合も高く、医療機関やリハビリ専門職等との連携も図りながら、地域でのリハビリテーションの充実強化が必要です。

【今後の方向性】

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など、リハビリテーション専門職が、住民運営の通いの場、地域ケア会議、サービス担当者会議、訪問等において、リハビリテーションについての専門性の高い助言をする等の活動支援を行います。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

国保データベースシステム(KDB)を活用し、健診データ、レセプト(医療・介護)情報、後期高齢者質問票(フレイル質問票)等、様々な情報から高齢者の心身の状態を把握し、多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組んでいます。

【現状と課題】

後期高齢者健診、後期高齢者歯科口腔健診、基本チェックリスト、後期高齢者質問票等から、高齢者のフレイル(虚弱)状態を把握しています。3食きちんと食べる習慣の有無、口腔機能の低下、体重減少等の課題や、コロナ禍による影響から社会参加活動の低下による精神面への影響が懸念されます。

【今後の方向性】

ハイリスクアプローチとして、後期高齢者健診、後期高齢者歯科口腔健診、基本チェックリスト等の結果から低栄養のハイリスク者を把握し、管理栄養士・言語聴覚士・保健師等の専門職が訪問や電話等の支援を行います。

ポピュレーションアプローチとして、あらゆる通いの場を活用し、運動・低栄養・口腔機能・社会的フレイルを柱としたフレイル(虚弱)予防の普及啓発を行います。

※ハイリスクアプローチ:健康リスクの高い人に対し、個別に行動変容を促す支援方法です。

※ポピュレーションアプローチ:集団全体の健康状態が良くなるように集団を対象とした支援方法です。

第3節 認知症支援施策の充実

1. 認知症に対する正しい理解の普及

「認知症初期集中支援チーム※」を基盤に、医師等の医療スタッフ・介護保険事業所等のケアスタッフ及び認知症当事者家族等を対象とした研修会を開催し、関係者のスキルアップや、市民講座等の開催や各種広報媒体を活用しながら「認知症」に関する情報発信及び正しい理解の普及を行っています。

【現状と課題】

認知症初期集中支援チームの運営を委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備しました。

また、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための養成講座を地域や職域等で実施しました。

認知症に対する正しい知識の普及を地域全体に広げていく体制づくりが必要です。

【今後の方向性】

引き続き、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための養成講座を地域や職域等で実施していきます。
また、地域での認知症についての正しい理解を深めるための学習会を展開します。

(単位:人)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症サポーター数	目標				8,500	8,800	9,100
	実績 (見込)		7,921	8,239 (11月末)			

※認知症初期集中支援チーム:複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。

2. 認知症になっても暮らしやすい地域づくり

認知症高齢者に優しい地域づくりを推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法および認知症施策推進大綱に沿い、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、認知症地域支援推進員を中心に地域全体で支えるための取り組みを推進しています。

認知症初期集中支援チームなどの専門職の介入により、早期介入及び早期治療に向けた支援体制を構築します。認知症サポーター活動促進事業(チームオレンジ)等の活動により、認知症とその家族の方の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援を繋げることで、認知症施策の充実を図るなど住みなれた地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりを進めています。

【現状と課題】

認知症の人とその家族に対する地域支援体制を確保するため、認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)を整備しました。現在、支援チームの整備が浜田地域の2カ所のみとなっており、全市に広げていく必要があります。

【今後の方向性】

認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)を全市に広げていきます。また、認知症支援施策に基づき、認知症地域支援推進員※を中心に、認知症カフェ、認知症サポーター、チームオレンジ※等の推進を引き続き行い、地域での見守り支援体制の整備を進めると共に、閉じこもり予防としての通いの場の充実を図ります。

健康づくりと介護予防を一体的に行いながら、認知症予防は生活習慣病予防として、出前講座など地域での学習会を展開します。

(単位:チーム)

【評価指標】		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
チームオレンジ数	目標			3	3	4	5
	実績 (見込)	2	2	2			

※認知症地域支援推進員:認知症の人やその家族に対して適切な医療や介護サービスを提供するための手引き「認知症ケアパス」の作成や普及などを行います。

※チームオレンジ:近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う団体です。

3. 認知症高齢者等の支援体制の充実

認知症ケアパスの運用により、認知症の進行にあわせて医療・介護サービスを受けることができる体制整備を進めています。

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応する、認知症の専門家たちによって構成されたチームで、認知症の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいます。

認知症の人やその家族を早期に支援できるよう、チーム員・専門職に限らず、地域を含めた関係機関との連携・相談ができる体制づくりを進めています。

認知症の人の支援ニーズの把握を行い、困りごとのお手伝いのできる「チームオレンジ」の取り組みを推進しています。

【現状と課題】

市に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族に対し、切れ目のないサポートを提供するための手引き「浜田市認知症ケアパス」を作成し地域への普及を行っています。また、認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェへの支援を行い、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の立ち上げに繋がっています。認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域をつくるために、「浜田市地域包括ケア推進連絡会」で地域のニーズを取り上げながら施策に繋げていく体制整備が必要とされています。

【今後の方向性】

市に認知症地域支援推進員を配置し、次の認知症施策に取り組めます。

- 認知症サポーター活動促進事業(チームオレンジの整備)
- 認知症ケアパスの更新と地域への普及
- 認知症サポーター養成講座の開催と認知症カフェへの支援

認知症初期集中支援チームの運営を専門機関へ委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。

認知症の早期発見から医療につなげるために、民生委員等の地域の見守り体制、チームオレンジ等の連携をはかります。

引き続き、認知症施策・在宅医療介護連携事業の中心的な役割を担う「浜田市地域包括ケア推進連絡会」を開催します。

4. 地域における高齢者の権利擁護

住みなれた地域で安心して暮らすために、利用者及び家族の意向に寄り添いながら、必要な制度に繋げたり関係機関や専門職との連携を密にすることで、利用者の権利を守る取組を行っています。国の定める成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置に努めています。

【現状と課題】

● 高齢者虐待防止の推進

高齢者自身からの届出や住民等からの通報、民生児童委員、ケアマネジャーや施設相談員等からの相談に対して継続的な支援を行っています。研修会やケア会議等を通じて虐待を未然に防ぐための取組を推進しています。

● 権利擁護人材育成事業

浜田市社会福祉協議会に業務委託し、市民後見人を養成するための研修会や受講者を対象としたフォローアップ研修会、制度の普及・理解を深めるための講演会を開催しています。市民後見人養成研修の修了者は、社会福祉協議会の法人後見支援員として活動しています。

● 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、本人の財産から後見人等へ報酬を支払うことが困難な場合は、後見人等に対して報酬費用の助成を行っています。

近年、高齢者に関わる相談内容は家族関係等の複雑な事情を絡むケースが増えている傾向にあります。その対応には、医療機関や警察、権利擁護に関わる専門職との連携は必須であり、その中核的な役割を持つ行政には実務経験や高い専門性が求められます。

判断能力が不十分な人の権利を擁護するための制度のひとつとして成年後見制度があります。関係する支援者等とも共有理解の上で対応する必要があるため、成年後見制度の利用促進と並行して制度の正しい理解を促す取組も必要です。成年後見制度の需要は増えている一方で、専門職等による担い手が不足している傾向にあります。

【今後の方向性】

市に知識や経験が豊富で高い専門性のある職員を配置することで、通報や相談等に対して関係機関等と連携しながら迅速で適正な対応をしていきます。
市民後見人へのバックアップ体制を整備し、担い手の確保・育成に努めます。
成年後見制度の利用促進と並行して制度の正しい理解の普及に努めます。

第4節 生涯現役のまちづくり

1. 生きがいづくりと社会参加活動の推進

(1) 高齢者クラブ活動の支援

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている高齢者クラブの活動に対し支援を行っていきます。

【現状と課題】

高齢者クラブを地域づくりの担い手として位置づけ、その活動に対し支援を行っていますが、会員の減少に歯止めがきかない状況です。活動の停滞を招かないためにも会員の維持・確保が課題となっています。

【今後の方向性】

高齢者クラブの存在や活動を広く市民に周知することで理解を深めます。また、市民向けの介護予防等の取り組みにも積極的に参加を促すことで活動の活性化を図ります。

2. 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

(1) シルバー人材センターの支援

高齢者のライフスタイルにあわせた就業機会を提供し、また、社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献している同センターの取り組みを支援します。

【現状と課題】

高齢者の就業機会が法的に確保されたことで、高齢者の活躍する場が更に拡大することが予想され、シルバー人材センターに求められる役割は多種多様化するものと思われます。そのような状況の中で地域密着した事業提供できるよう安定した人材の確保・育成が必要となります。

【今後の方向性】

地域における高齢者の雇用・就業機会の確保を推進している事業に対し補助を行います。また、安定した人材の確保・育成のための広報活動を支援します。

第5節 介護人材の確保と質の向上

1. 介護人材確保の推進

介護サービス等に従事する人材を確保するため、介護サービス事業者等に対し、その人材確保に要する費用の一部を補助しています。

【現状と課題】

多職種において人材は不足しており、中でも介護現場では、慢性的な人手不足が続いています。一方では、介護施設での高齢者の就業機会が増える傾向にあり、これについては一定の評価をすべきですが、従事者の高齢化が進んでおり、若年層の人材確保が急務です。

【今後の方向性】

介護人材の確保の支援策として、介護事業所に対して補助を行います。浜田地区広域行政組合と連携し、新たな人材確保等の取り組みについて圏域内で検討していきます。

2. 介護人材育成の推進

介護サービス等に従事する人材を育成するため、介護サービス事業者等に対し、その人材育成に要する費用の一部を補助しています。

【現状と課題】

高齢者が安心して住みなれた地域で暮らすために必要とされる介護サービスを浜田地区広域行政組合と連携しながら整備しています。また、併せて介護事業所や従事者に対して介護サービスの質の向上や体制強化を進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

人材確保及び人材育成を目的とした助成事業に取り組みます。浜田地区広域行政組合と連携しながら研修会の開催や市内の小学校、中学校、高校に介護の仕事の大切さや魅力を情報発信する等の広報活動を進めていきます。

第5章 計画推進のための体制整備

第1節 計画の推進体制

本計画策定後は、計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部及び浜田地区広域行政組合との連携を図りながら、計画の進行を管理・検証する必要があります。

そのため、担当課が中心となって計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

第2節 果たすべき役割

1. 行政の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉・介護などを中心に多岐にわたる施策に対して一体的に取り組む必要があることから、より一層横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいく必要があります。

また、国や県の動向を注視しながら計画を推進していくとともに、広域に関わる問題や国や県の協力を必要とする問題についても迅速に対応することができるよう連携の強化に努めます。

2. 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、多様な関連施設や機関の協力、民生児童委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、浜田市医師会、浜田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、浜田市高齢者クラブ連合会、女性組織、まちづくりセンター、サービス提供事業所、島根県及び保健所等との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るため、関係者が必要とする情報を共有できるよう情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなどの協力体制づくりに取り組みます。

資料編

1 策定経過

令和 5 年(2023 年) 6 月 13 日(火)	○第 1 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画の見直しについて
12 月 7 日(木)	○第 1 回高齢者福祉専門部会 ・計画策定スケジュールについて ・浜田市高齢者福祉計画(素案)について
12 月 18 日(月)	○第 2 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画について
令和 6 年(2024 年) 1 月 5 日(金)～ 2 月 5 日(月)	○パブリックコメント
2 月中旬	○第 2 回高齢者福祉専門部会 ・パブリックコメントについて ・浜田市高齢者福祉計画及び概要版について

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成 17 年浜田市条例第 18 号)第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和5年(2023年)12月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島良二	会長
島根県立大学	准教授	角 能	
浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
浜田薬剤師会	顧問	川神裕司	
浜田医療センター	院長	栗栖泰郎	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	西村 淳	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	山本 宏明	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	

4 高齢者福祉専門部会委員名簿

(令和5年(2023年)12月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	理事	大石和弘	副部会長
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田圏域老人施設協議会	会長	渡利正樹	
浜田地域介護支援専門員協会	会長	大野 渉	
浜田市地域包括支援センター	センター長	三浦聖二	部会長
日常生活圏域の代表	東部圏域の代表	山藤 志途恵	
	中部圏域の代表	三浦美穂	
	西部圏域の代表	畑本春美	
	金城圏域の代表	岡本朋博	
	旭圏域の代表	服部浩明	
	弥栄圏域の代表	岡本 薫	
	三隅圏域の代表	小松原 美幸	

令和6年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

令和6年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

浜田市事業費納付金：1,185,873,950円（一般被保険者分）

（医療分853,225,587円 支援金分259,933,486円 介護分72,714,877円）

※対5年度増減 44,600,052円

（医療分55,232,369円 支援金分▲8,764,211円 介護分▲1,868,106円）

被保険者数 （一般）	一人当たり 所得額	医療費指数 （国平均=1）	令和6年度	令和5年度	増減 （A-B）
			一人当たり保険料 収納必要額(A)	一人当たり保険料 収納必要額(B)	
7,961人	445,871円	1.2043	140,812円	126,515円	14,297円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

令和6年度事業費納付金の傾向

- ・県全体の保険給付費見込額は、被保険者数は減少見込みであるものの、一人当たり医療費が増加傾向であるため、令和5年度（本算定時）と比較し横ばいであると推計されている。（推計額約484億円、前年度と比較して約1千百万円減）
- ・前期高齢者交付金交付額等、県全体の保険給付費見込額から控除する収入額は約13億7千万円減少しており、保険給付費見込額は横ばいであるため、浜田市の医療分（一般）事業費納付金額は令和5年度（本算定時）と比較して5千5百万円の増となる。

◆令和6年度浜田市標準保険料率（本算定）

(1) 医療分+支援金分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和5年度 （本算定）	対前年度比較	令和5年度 実際の料率
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	11.25%	9.91%	1.34ポイント	10.62%
		被保険者均等割	38,148円	33,197円	4,951円	32,600円
	応益割	世帯別平等割	23,825円	19,957円	3,868円	20,800円
医療分	応能割	所得割	8.03%	6.73%	1.30ポイント	7.06%
		被保険者均等割	27,513円	22,713円	4,800円	21,800円
	応益割	世帯別平等割	17,183円	13,654円	3,529円	13,400円
支援金分	応能割	所得割	3.22%	3.18%	0.04ポイント	3.56%
		被保険者均等割	10,635円	10,484円	151円	10,800円
	応益割	世帯別平等割	6,642円	6,303円	339円	7,400円

(2) 介護分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和5年度 （本算定）	対前年度比較	令和5年度 実際の料率
介護分	応能割	所得割	2.80%	2.91%	▲0.11ポイント	2.96%
		被保険者均等割	11,136円	11,083円	53円	11,000円
	応益割	平等割	5,389円	5,347円	42円	5,800円

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

医療分（一般）

県全体の医療費（保険給付費見込額）を推計し、

県全体の保険給付費見込額【約 484 億円】

県へ入る公費などを控除し納付金算定基礎額を求める

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金、前期高齢者交付金等)
【約 373 億 1 千万円】

納付金算定基礎額
【約 110 億 9 千万円】

C

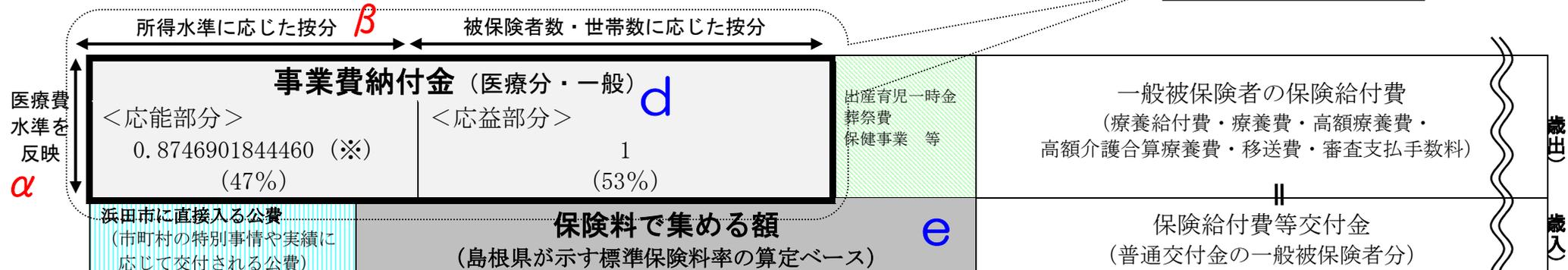
各市町村の医療費水準・所得水準等に基づき按分する

A 市納付金

B 市納付金

C 市納付金

◆浜田市の事業費納付金額（医療分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8746901844460 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	→	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
医療分	853,225,587 円	114,298,264 円		356,558,212 円	610,965,639 円		97.63%	625,797,029 円 (一般)

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

支援金分 (一般)

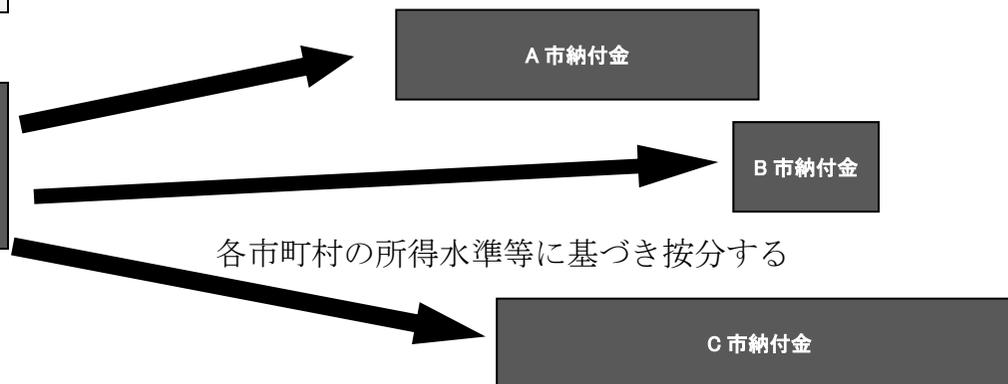
県全体の後期高齢者支援金を推計し、

県全体の後期高齢者支援金見込額【約78億円】

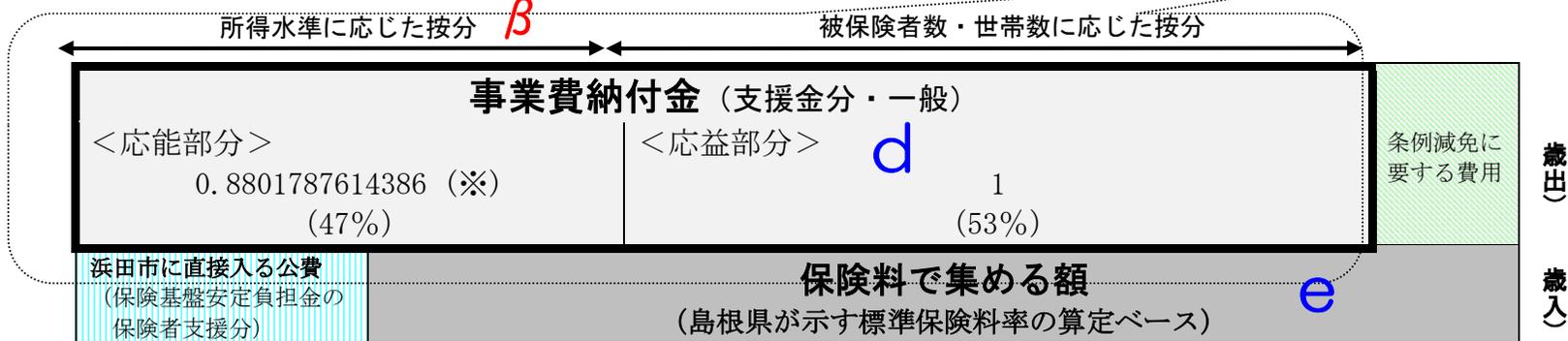
県へ入る公費(国庫負担金等)を控除し納付金算定基礎額を求め、

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金等)
【約40億8千万円】

納付金算定基礎額
【約37億2千万円】



◆浜田市の事業費納付金額(支援金分・一般)



※全国を1とした場合の島根県の所得水準 = 0.8801787614386 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	→	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
支援金分	259,933,486円	917,000円		24,685,492円	236,164,994円		97.63%	241,897,976円 (一般)

事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係 (令和6年度 本算定)

介護分

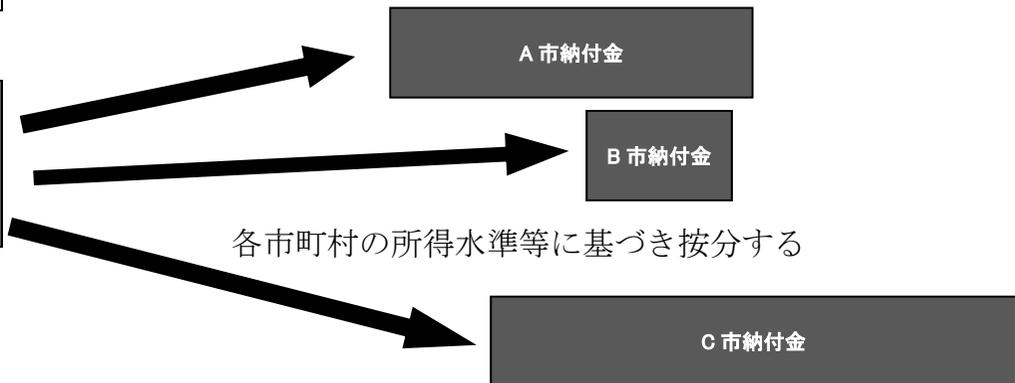
県全体の介護納付金を推計し、

県全体の介護納付金見込額【約 21 億 8 千万円】

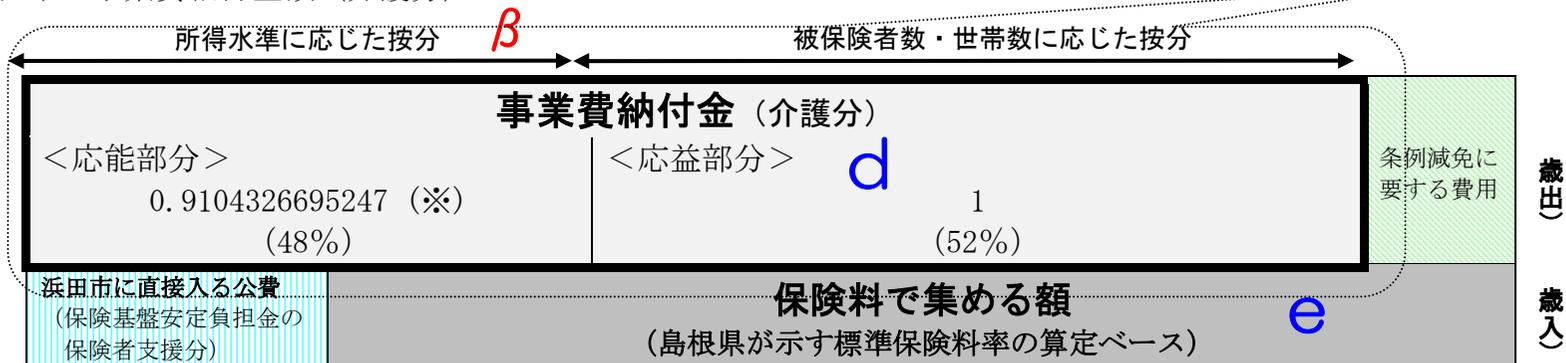
県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求め、

県へ入る公費など
(国庫負担金、県繰入金等)
【約 11 億 7 千万円】

納付金算定基礎額
【約 10 億 1 千万円】



◆浜田市の事業費納付金額（介護分）



※全国を1とした場合の島根県の所得水準 = 0.9104326695247 (数値は本係数のもの)

◆事業費納付金額及び保険料で集める額

	事業費納付金 (d)	納付金対象外経費	=	浜田市に直接入る公費	保険料で集める額 (e)	標準的な収納率	調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')
介護分	72,714,877 円	29,000 円	=	6,141,749 円	66,602,128 円	97.63%	68,218,916 円 (一般+退職)

戸籍法改正に伴う戸籍証明書等の請求にかかる変更点について

令和 6 年 3 月 1 日、戸籍法の一部を改正する法律が施行されます。そのことに伴い、次のとおり取り扱いが一部変更となりますので報告します。

1 戸籍証明書等の広域交付

これまで戸籍謄本等の戸籍証明書を取得するためには、本籍地のある市町村に請求するしかできませんでした。3 月 1 日からは本籍地以外の役所でも、戸籍証明書を請求することができます。また、古い戸籍であっても、記録がデータ化されているものについては本籍地以外の役所でもまとめて請求することが可能になります。

2 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担軽減

婚姻届等の戸籍届出時に添付が必要な戸籍証明書等が原則不要になります。

3 届書等情報内容証明書の請求

戸籍届出をした後、特別の事情がある場合に限り、届書を受理した市町村に記載事項証明書を請求することができますが、さらに本籍地のある市町村にも届書等情報内容証明書を請求できるようになります。

4 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の請求

戸籍謄抄本の代わりにオンライン等で戸籍システムに戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を請求できるようになり、各種手続きにおいて戸籍謄抄本の添付が不要となる予定です。

5 浜田市手数料条例の改正

上記 1、3、4 について、浜田市手数料条例を改正する必要があるため、2 月臨時議会にて提案する予定です。